

BTMU

中国月報

第2号(2006年3月)



CONTENTS

■ 経 済

- ◆ 中国経済の現状と見通し

■ 産 業

- ◆ 外資系企業の参入が活発化する中国中古車市場

■ 上海支店人民元レポート

- ◆ OTC市場創設後の人民元為替市場の動向

■ スペシャリストの目

- ◆ 投 資：総経理道場 「中国市場攻略のための戦略再構築の進め方」(下)
- ◆ 法 律：中国の新会社法の留意点 ~ 第二回「デッドロック打開法」
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
- ◆ 人 事：中国人民大学新卒の就職状況について
- ◆ 貿 易：中国の保税エリアに関する解説

■ BTMU現地発情報

- ◆ 北 京：2020年まで研究開発投資をGDPの2.5%以上に
「国家中長期科学技術発展計画要綱(2006-2020年)」を公布
- ◆ 天 津：「第11次5ヵ年規画要綱」の要旨
- ◆ 上 海：人民元改革後の企業の為替リスクヘッジ状況
- ◆ 瀋 陽：瀋陽市「第11次5ヵ年規画要綱」について
- ◆ 香 港：深セン港はコンテナ取扱量を2010年に2,500万TEUに~深セン市の5ヵ年計画より

■ BTMU中国ネットワーク





目 次

■ 経 済

- ◆ …… 中国経済の現状と見通し
三菱東京UFJ銀行 経済調査室 …………… 1

■ 産 業

- ◆ …… 外資系企業の参入が活発化する中国中古車市場
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 …………… 4

■ 上海支店人民元レポート

- ◆ OTC 市場創設後の人民元為替市場の動向…………… 9

■ スペシャリストの目

- ◆ …… 投 資：総経理道場「中国市場攻略のための戦略再構築の進め方」(下) … 11
UFJ総研(上海)有限公司
- ◆ …… 法 律：中国の新会社法の留意点 ～ 第二回「デッドロック打開法」 …… 15
リチャード法律事務所
- ◆ …… 税務会計：中国の会計・税務 …………… 18
プライスウォーターハウスクーパース中国
- ◆ …… 人 事：中国人大学新卒の就職状況について …………… 21
パソナアジアグループ・パヒューマヒューマンリソース上海
- ◆ …… 貿 易：中国の保税エリアに関する解説 …………… 27
日中経済貿易センター上海事務所

■ BTMU現地発情報

- ◆ …… 北 京：2020年まで研究開発投資をGDPの2.5%以上に
「国家中長期科学技術発展計画要綱(2006-2020年)」を公布…………… 32
- ◆ …… 天 津：「第11次5ヵ年規画要綱」の要旨 …………… 34
- ◆ …… 上 海：人民元改革後の企業の為替リスクヘッジ状況 …………… 36
- ◆ …… 瀋 陽：瀋陽市「第11次5ヵ年規画要綱」について…………… 39
- ◆ …… 香 港：深セン港はコンテナ取扱量を2010年に2,500万TEUに
～深セン市の5ヵ年計画より…………… 42

■ BTMU中国ネットワーク…………… 44



中国経済の現状と見通し

三菱東京UFJ銀行
経済調査室
調査役 萩原陽子

本レポートは、三菱東京UFJ銀行経済調査室作成の「アジア経済の見通し」の中国編を転載したものです。「アジア経済の見通し」はNIEs、ASEAN、インドについても記載しております。また、日本、米国、欧州、オーストラリア、原油についても見通しを作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2006/index.htm>

1. 現状：成長率は一段と高水準に上方修正

中国では、初の本格的な経済センサス調査に基づき、捕捉が進んだ第三次産業の押し上げ効果を主因に、2004年の名目GDPは16.8%増と大幅に上方修正、93～2004年の実質GDP成長率も総じて上方修正された。修正後の統計に基づく2005年の実質GDP成長率は第1四半期9.9%、第2四半期10.1%、第3四半期9.8%、第4四半期9.9%で、通年では9.9%と依然として高水準であった。

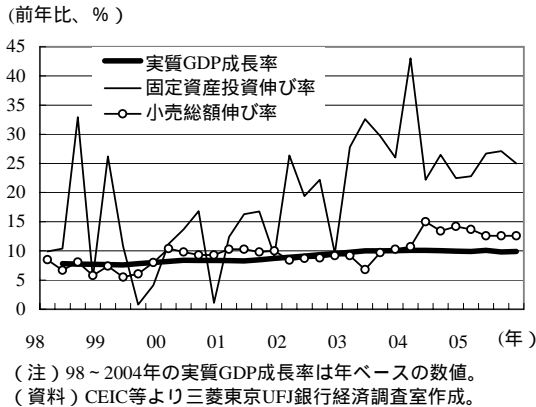
内訳をみると、高成長の牽引役は過熱が懸念されてきた投資と摩擦を引き起こすほどの輸出であるが、足元第4四半期においては、ともに減速方向にある。

投資は前年比25.0%増と高率ながら前期(27.1%)からは小幅減速している。また、素材、不動産など過熱業種の伸びは収まる一方、ボトルネックとなったエネルギー・輸送向けの投資は好調とバランスは取れており、当局に全面的な引き締め強化を促すものではない。ただし、政府内で非効率な設備の淘汰は不可欠との認識は強く、2005年12月に「産業構造調整促進暫定規定」を施行、「産業構造調整指導目録」で399種の生産技術・設備・製品を淘汰類に指定し、調整を進めようとしている。

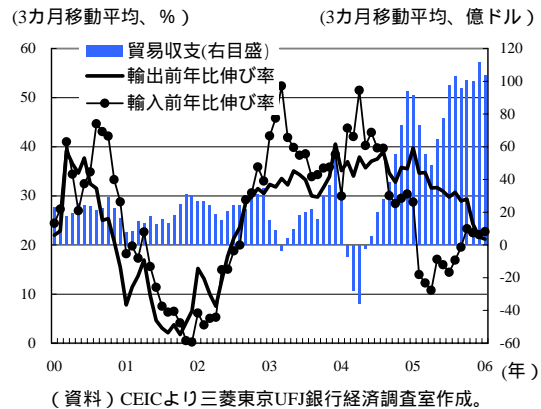
一方、輸出も第4四半期には前年比21.7%増とほぼ3年半振りの水準に低下してきた。人民元は対ドルでは7月の2%切り上げを含めても2005年1年間の上昇率は2.6%にとどまるが、実質実効相場で見ると二桁近い上昇となる。また、資源・エネルギー多消費型である金属製品には輸出時の税負担強化措置が、深刻な摩擦の火種となっている繊維については年央からEUとの合意に基づく輸出数量規制が導入されている。これら要因に基づく輸出抑制効果が顕在化してきたものとみられる。とはいえ、対アジアでの貿易赤字拡大の一方で、対米、対EU貿易黒字は増加幅こそ縮小してきたものの、黒字拡大傾向が続いており、貿易摩擦の解決は容易でない。



図表 1：中国の成長、投資、消費の推移



図表 2：中国の貿易動向



2. 見通し： 小幅にとどまる景気減速

2006～2010年を対象とする第11次5カ年計画は、2005年10月の共産党中央委員会全体会議でその骨子となる提案が採択済みで、計画実施のための詳細を定めた要綱が2006年3月の全国人民代表大会（全人代）における討議を経て、採択される予定である。政府は、提案段階で、過剰投資と低付加価値製品の大量輸出に依存した高成長路線がエネルギー、環境問題にまで悪影響を及ぼしている現状への危機感を強く滲ませるとともに、工業と農業、沿海部と内陸部、都市住民と農民の間に広がる格差是正を含め、消費主導型の安定成長への路線転換を打ち出している。

極めて妥当な方針として評価できるものの、中央政府ですら必ずしも一枚岩とは言えず、まして、地方政府、企業、国民に広く浸透した拡大至上主義から脱却するための意識改革、体制整備には相当に時間を要する。ここからすれば、従来の成長パターンがすぐに変化するとは考えにくく、当面は投資・輸出の勢いが若干スローダウンし、緩やかな成長減速にとどまると考えられる。

当局は、過熱業種を中心に引き締め基調を堅持しつつも、引き締め過ぎによる景気後退も警戒し、肌理細かい調整を持続するなかで、投資は小幅減速が見込まれる。一方、輸出の伸びは過去2年間の30%超からは低下するものの、底堅い水準を維持する見通しである。その背景として以下2点が指摘できる。第一に、人民元相場は通年で数%の小幅の上昇にとどまると考えられる。米国を中心に外国政府筋からの人民元切り上げ圧力は残るものの、人民元買いに向かうホットマネーの勢いをみる限り、市場の切り上げ期待は弱まる兆しをみせている。こうしたなかで、中国当局は国内産業への悪影響を考慮し、大幅な人民元高を回避する形でコントロールを続けよう。第二に、生産能力拡大に伴い潜在的な輸出余力が増強されていることもある。

消費は、社会保障制度の未整備に基づく過剰なまでの貯蓄性向という重い足枷はあるものの、小幅加速を予想する。GDP統計の修正においては、第三次産業が名目額、実質伸び率ともに大幅上方修正され、GDP全体を押し上げた。従って、中国の月次統計では把握が困難なサービス消費が従来想定していたよりもハイペースで伸びていると推測される。また、近年、都市住民のみならず、農民も所得の伸びが顕著である上、個人所得税の控除額の引き上げ（月額800元から1,600元へ）、農業税全廃、農業補助金増額を含む農業支援策など双方の可処分所得増加につながる政策が導入されている。



これらを総合すれば、2006年の実質GDP成長率は9.6%と小幅減速ながら高成長の持続が予想される。

なお、中国の消費者物価上昇率は2004年半ばには5%台に高まりインフレ懸念を喚起したが、これは食料品価格高騰によるもので、消費財に関しては原材料価格の高騰にもかかわらず生産能力の拡大による供給過剰ゆえに価格転嫁がおこらないという製品デフレが続いていた。このため、食料品の押し上げ効果の剥落に伴い、デフレ顕在化を懸念する声が出てきた。しかし、実際には足元、製品デフレは緩和されつつある。「原材料インフレ下の製品デフレ」は経営悪化を国有銀行の融資で穴埋めできる国有企業の温存と深く関わるが、金融当局は国有銀行に健全化を強く求めており、これに伴う貸出姿勢の正常化の兆しがある。こうした状況下、収益悪化を限定するためには価格転嫁が避けられなくなりつつあると考えられる。

さらに、石油製品価格は統制により国際価格よりも3~4割低い水準に抑えられていたが、政府はこうした価格決定システムの見直しを2006年の重点政策の一つに据えている。2月には市場原理に基づく価格設定を盛り込んだ国内燃料価格制度改革案が国务院（内閣）に提出され、年内に燃料油税の新設の方針が打ち出されるとの報道も出ている。これは物価押し上げ要因であるが、中国のエネルギー消費における石油依存度は2割強と低く、インフレの兆候が出れば政府が迅速に対応策を取ると予想されることからすれば、影響は限定されよう。

これらを総合すれば、物価はインフレ、デフレ双方を回避し、小幅上昇にとどまるとみられる。

3. リスク・ファクター：短期のリスク要因は人民元高

慎重な引き締め政策のもとでソフトランディングを果たすという従来の見通しに変更を促す特段の状況変化はなく、むしろ、GDP統計の修正によりサービス業の順調な拡大が確認され、成長底上げ要因が加わったとみることができよう。

とはいえ、これまでの過剰投資に伴う生産能力の肥大化は潜在的に大きな調整圧力を孕み、不良債権問題再燃の火種でもある。ただし、市場経済化ならびに資本移動の自由化が未だ厳しく規制されている現状では危機に対する政府のコントロール能力は高く、短期的なリスク顕在化の可能性は低い。

短期的にみた場合の最大のリスクシナリオは人民元相場的大幅上昇と考えられる。本年は米国の中間選挙の年でもあり、米議会の圧力の強まりには警戒を要する。人民元が大幅に上昇すれば、価格競争力を源泉とする中国製品の輸出は一気に衰え、内需にも下押し圧力が加わり、成長が大幅に鈍化する可能性は否定できず、注意を要しよう。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報) : http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/rsrch/index.htm



外資系企業の参入が活発化する中国中古車市場

三菱東京UFJ銀行
企業調査部 香港駐在
調査役 永井隆太

中国の中古車市場は、先進国と比較すると市場規模が未だ大きく見劣りする状況にあるが、買替え需要の増加に伴う中古車供給増が見込まれることや、2005年10月に「中古車流通管理弁法」が施行されたことなどを背景に、今後の市場拡大が期待されており、足元では外資系完成車メーカーの中古車市場への進出も相次いでいる。そこで本稿では、中国の中古車市場の特徴と現状について整理するとともに、今後の方向性と外資系完成車メーカーの中古車市場への進出状況についてまとめた。

1. 中国中古車市場の現状

(1) 発展途上の段階にある中古車市場

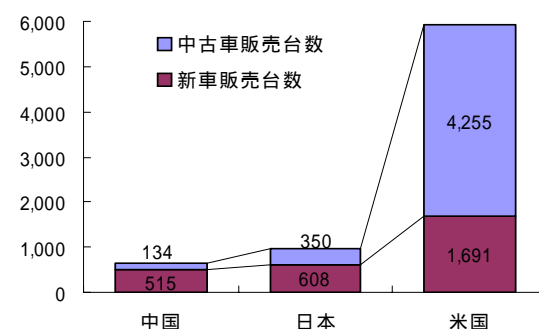
中国の中古車市場はここ数年増加基調を続け、2005年の取引台数は140万台を突破する見込みである(図表1)。しかし市場規模では、中古車販売台数が4,000万台を超える米国と比べると大きく見劣りするうえ、同350万台程度とみられる日本と比べても半分以下にとどまる。新車販売台数との比較でも、中古車販売台数が新車販売台数の約2.5倍に達する米国や同約6割の日本に対し、中国では3割以下にとどまっており、中国の中古車市場は未だ発展途上の段階といえる(図表2)。

図表1：中国における中古車取引台数(万台)

	02年	03年	04年	04年 1~11月	05年 1~11月
中古車全体	71.3	111.5	134.1	116.5	124.9
伸び率(%)	-	56.4	20.3	-	7.2
うち乗用車	24.3	39.2	45.9	40.6	45.7
伸び率(%)	-	61.3	17.1	-	12.6

(資料) FOURIN「中国自動車調査月報」、中国物流与採購網より作成。

図表2：新車・中古車販売台数の比較(04年)
(万台)



(注) 日本の中古車販売台数は新聞記事等を参考に350万台とした。

(資料) 各種報道より作成。

(2) 市場が未成熟である背景

中国の中古車市場が未成熟である背景には、主に下記の要因がある。

市場への中古車供給不足

まず、そもそも中古車の玉数不足という点があった。いうまでもなく中古車は、新車が十分に普及し、その買い替え需要が発生してはじめて市場に供給されることになる。しかし、中国のモータリゼーションは2000年頃に始まったばかりであり、自動車保有台数は2004年末で約2,700万台と、日本(約7,700万台)や米国(約2.4億台)と比較して圧倒的に少ないうえ、買い替え期に入る前のものが多いとみられる。



「旧自動車交易管理弁法」下の中古車市場における問題

さらに、法的規制に起因する市場発展阻害要因もあった。すなわち、2005年10月に「中古車流通管理弁法」が施行される以前は、中国での中古車取引は1998年制定の「旧自動車交易管理弁法」に基づいて行われていたが、中古車取引の主体を限定していた同法下では、下記のような問題点があった。

(ア) 低い利便性と競争原理の欠如

第1に、中古車取引の主体は当局の認可を受けた中古車取引センター（原則1都市1カ所）に限定されていたため、消費者にとっての利便性が低かったのみならず、競争原理が働かなかったこともあり取引手数料の高止まり^(注1)など買い手にとってのコスト高につながっていた模様である。

(注1)買主は、中古車取引センターによる強制査定を受け、査定価格の2.5%（北京の例、地域によって多少違いあり）を名義変更手数料として支払う必要があった。

(イ) 消費者が価格・品質に関する正しい情報を入手することが困難

第2に、日本や米国では、情報誌・インターネット等で中古車に関する情報を豊富に入手できるが、中国では中古車取引が中古車取引センターに限定されていたこともあり、中古車の適正価格・相場等に関して消費者が入手できる情報が限られていた。また、日本や米国ではオークション取引の発達もあり適正な価格形成がほぼ実現しているが、中国では適正価格形成のためのシステムが確立されていないことも問題点といえる^(注2)。さらに、完成車メーカーによる品質管理の余地がなかったことに加え、中古車取引センターの業務も単なる仲介にとどまっていた模様であることから、品質の劣る中古車が市場に出回ることに対する歯止めが効きづらい構造であった。これらの結果、中国の消費者の中古車に対する価格・品質への信頼感は先進国と比較して低かったと思われる。

(注2)(注1)にあるように、中古車取引では、中古車取引センターによる価格査定が義務付けられていたが、この査定価格は走行距離・年式などから機械的に算出されており品質を正確に評価しているとはいえなかった。売り手と買い手の交渉で決まる実際の取引価格は、査定価格と異なることが多かった。

(ウ) アフターサービスの欠如

第3に、中古車販売後のアフターサービスについても、完成車メーカーが中古車の販売管理を行うことができなかったうえに、同法上にアフターサービスに関する規定がなく、中古車取引センターも充分に手掛けなかったことから、買主にとっては購入後の品質維持やトラブル発生時の対応などで不安が拭えない状況であった。

2. 今後の見通し

(1) 中古車市場を取り巻く環境変化

しかし、足元では中古車市場を取り巻く環境に大きな変化が生じており、市場拡大が後押しされる状況となりつつある。

期待される中古車供給量の増加

第1に、中国では先進国に比べて買い換えサイクルが長くなる可能性があるものの、今後数年の間には、新車販売が急拡大した2002年以降の新車購入者による買い替え時期が到来し、中古車供給台数は大幅に増加していくことが予想される。実際、「北京市中古車交易市场情報部門の統計によれば、北京地区の2006年新車販売の3~4割は買い替え需要によるものになるだろう」との報道もある。

「中古車流通管理弁法」の施行

第2に、2005年10月に「中古車流通管理弁法」(以下、新弁法)が施行された。これは、中古車取引における基本的な手続きを規定したもので、下記のような中古車市場発展に寄与するような内容が盛り込まれた。



(ア) 参入企業の多様化

まず、新弁法では、完成車メーカーや販売業者などによる中古車事業への参入が認められた。その結果、中古車取引センターだけでなく、新車販売店や中古車販売店などでの中古車売買が可能となり、消費者にとっての利便性が高まるのみならず、中古車事業のノウハウを持つ外資系企業の参入も可能となった。

(イ) 強制査定の廃止とそれに伴う手数料の軽減

さらに、従来中古車取引センターで行われていた強制査定が廃止となり、中古車取引センターにおける名義変更手数料は、交易手数料という名称の従来比割安な車種・排気量別手数料になった(図表3)。そもそも参入企業の多様化により中古車取引センター以外での売買が可能となったこともあり、消費者は中古車購入時のコストを低く抑えることが可能となった。

(ウ) アフターサービスの義務付け

また、新弁法においては、取次販売(販売業者が一旦買入れた中古車を販売する取引形態)を行う際に、品質保証及びアフターサービスを提供することが義務付けられた。このため、消費者が中古車を購入する際の安心感が高まるとみられる。

図表3：新弁法施行前後の中古車取引センター手数料額の比較

(単位：元)

車名(購入年)	評価額	(施行前) 名義書換手数料	(施行後) 交易手数料
夏利(04年)	40,000	1,000	300
メルセデスベンツ S320(98年)	200,000	5,000	800

(資料) 新聞報道より作成。

(2) 今後の中国中古車市場の展望

こうしたことから、今後、中国では中古車市場が着実に拡大基調を辿ると思われる。むしろ、2008年には中古車市場が新車市場に匹敵する規模になるとする一部報道で期待されるような先進国並みの中古車市場が実現するには、しばらく時間がかかる可能性もある点には留意が必要であろう。なぜなら、従来、中国の中古車市場の拡大を阻害していた要因のいくつかは解消されたものの、品質・価格への信頼感の醸成や消費者の情報入手性の向上は、市場の発展過程の中で徐々に実現していくものであるうえ、先進国で市場拡大に大きな役割を果たしている中古車オークションの発展にも当面時間を要す^(注3)とみられるからである。とはいえ、かつてに比べ前進がみられたのも事実であり、中古車市場の拡大ピッチ自体は従来を上回るものになりそうだ。

(注3) 中古車競売業者は、2005年10月以前は受入手数料の5.56%の営業税納付義務があったが、同月以降は「中古車経営税収政策」によって落札価格の4%の増値税納付が求められることになった。競売業者のマージンは5%に満たないと言われており、新税制によって競売業者の収益環境が厳しくなることが予想されている。

3. 活発化する外資系企業の中古車市場への参入

(1) 外資系企業の参入事例とその背景

そうしたなか、外資系を中心とした完成車メーカーは中古車市場への参入を模索し始めた。

具体的には、中古車の価格査定や品質管理ノウハウを既存の系列販売店に展開した上で、買い替えユーザーから下取りした中古車のうち高品質のものを「認定中古車」として系列販売店で販売しようとするケースが多い(次頁図表4)。

また、中古車市場の拡大を見込んで中古車販売専門業者による参入も散見される。

振り返ってみると、完成車メーカーを巡る事業環境は厳しさを増してきている。ここ数年拡大を続ける中国の自動車市場(新車市場)は、2005年には約572万台と世界第3位の規模となった模様であるが、2002・2003年に3~4割増となっていた販売台数の伸び率は2004・2005年には10%



台に低下、大幅な供給過剰に加え、積極的な増産や投入車種の拡大などに見られるような外資系メーカーの事業展開本格化も背景となり、競争環境は激しさを増している（図表5・6）。

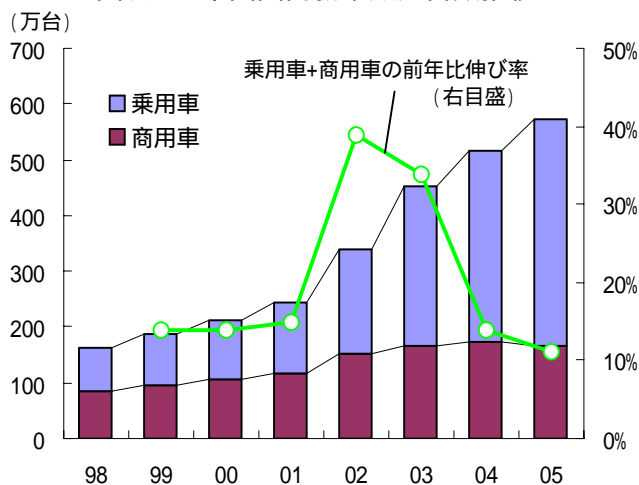
そうしたなかで、完成車メーカーは、系列販売店経由で値崩れを防ぐ形で中古車販売を拡大することにより、中古車事業そのもので収益を確保するだけでなく、ブランド価値の維持向上、適正価格での下取り強化、顧客の囲い込みなどを通じて新車販売の促進を企図しているのである。

図表4：外資系企業による中古車事業への参入例

企業名	内容
トヨタ自動車	200 店強ある系列の新車販売店のうち約 80 店で中古車の下取りや査定、販売事業を開始する計画。売り手が持ち込んだ車の品質が一定基準以上と査定した場合に「トヨタ認定中古車」として販売する。
ホンダ	系列販売店に中古車の下取り時の査定や接客方法などについて研修を始めており、中古車事業を販売店の収益の柱に育てる計画。
日産自動車	販売強化策の一環として、約 20 店舗で中古車の取り扱いを試験的に開始。下取り価格を高くすることにより新車価格も高く設定することを狙い、中古車事業にも力を入れていく考えを強調。
VW	上海VWが、上海、蘇州などで中古車オークションキャンペーンを展開、全国 80 店の販売店に中古車販売業務を委託する計画。
GM	国内初の中古車ブランド戦略となる「上海GM誠新中古車」を打ち出した。同ブランドを「キャデラック」、「ビュイック」などと肩を並べる同社傘下の主要ブランドに位置づけ、46 都市の 64 カ所の特約店を指定し、中古車の買い取り、査定に参画させる。
アウディ	アウディ認定中古車業務を展開する計画。これまでに 43 社を認定ディーラーとして認可。
BMW	系列ディーラーである上海宝誠汽車販売サービス有限公司に認可を与え、BMW「セレクション中古車」業務を開始。
クインランド	地元ディーラーとの合併会社である中古車販売会社「上海協通二手机動車経営有限公司」が 2005 年 6 月、上海で 1 号店の営業を開始。当社による中古車販売店の開業はテストケースと位置付けられ、上海当局の後押しを受けている模様。
アップルインターナショナル	双日、地場自動車販売業者の亜飛汽車と合併で北京市に「北京泰智諮詢」を設立、2005 年 12 月から中古車事業を開始。
カートップ	「南京カートップ」を設立し中国国内で中古車販売に参入。現地で仕入れた中古車を中心に月間 30 台の販売を計画。

(資料)各種報道より作成。

図表5：中国国内新車販売台数推移



(資料) FOURIN「中国自動車調査月報」

図表6：乗用車における上位メーカーシェア (単位：万台)

企業名	04年	05年	シェア (%)
上海GM	21.9	30.8	9.9%
一汽VW	28.7	24.6	7.9%
上海VW	34.8	23.5	7.6%
広州ホンダ	20.2	23.2	7.4%
北京現代	15.0	23.1	7.4%
天津一汽夏利	13.1	19.3	6.2%
奇瑞汽車	8.0	18.6	6.0%
東風日産	6.4	16.5	5.3%
神龍汽車	8.8	14.2	4.6%
天津一汽豊田	8.3	13.1	4.2%
その他とも計	248.3	311.1	100%

(資料) FOURIN「中国自動車調査月報」



(2) 外資系企業の中古車事業の課題

このようなブランド価値を維持しながら高品質の中古車を系列販売店で販売するという外資系企業の戦略は、新車事業の難易度が高まるなかで首肯できる方向性といえる。今後は、中古車事業の拡大を図るなかで、自国での中古車事業のノウハウを活かし、適正な価格査定や品質管理を通じて消費者からの価格・品質への信頼感の醸成を図ることが課題となろう^(注4)。

また、今一つ留意すべき点として、中古車オークションなど業者間取引のシステムが未熟である現状においては、販売店の中古車在庫が膨張するリスクが相対的に高いという点があげられる。販売店が在庫処分を急ぐ余り低価格での販売を行うようだと、販売店の損益圧迫要因となるだけでなく、安値の中古車が出回ることによるブランド価値低下ひいては新車価値の低下にもつながり、逆に新車販売に悪影響が出る可能性も否定できない。したがって、メーカー・販売店一体となって販売価格管理を行うとともに、系列販売店同士や場合によっては提携を通じて信頼できる中古車販売業者との間でデータベースを構築して在庫情報を共有し、系列販売店間・業者間取引を促進するなどの取り組みを進めることも課題となりそうだ。

(注4) 日系完成車メーカーの間では、新車販売店舗に整備工場を併設して技術力のあるスタッフを配置するなどの取り組みが進められており、こうしたインフラを中古車事業に活用することは十分可能と思われる。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在

住所：8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL: 852-2249-3030 FAX: 852-2521-8541



OTC 市場創設後の人民元為替市場の動向

東京三菱銀行 上海支店
為替資金課長 石田 真佐人

春節休暇後、人民元高の速度が加速し始めた。

中央銀行である中国人民銀行がこれまで以上に市場の人民元高進行を容認し始めた結果であると見られている。

1月4日、中国為替市場の大改革であった OTC 市場が創設され、システムの安定稼働確認を経て、市場規模は順調に拡大を続けている。OTC 市場の拡大の背景には、外貨交易中心の踏み込んだブローカレッジ設定(従来の取引所取引比最大で 30 倍の手数料差を設定)による OTC 市場利用インセンティブ付けと、マーケットメーカー行各行に対する強い当局指導がある。

現在マーケットメーカー行各行は、AM9:30~PM5:30 迄の CFETS 稼働時間帯、人民元対米ドルの売値/買値両サイドの相場をクオートし続けている。時間帯により多少の差はあるものの、USD5 百万~30 百万の比較的纏まった単位で、売値/買値間のレート差、1USD あたり CNY0.0004~CNY0.0010 と狭い売買幅でレート呈示を続けており、このことが市場の潤沢な流動性に繋がっている。

積極的に OTC 市場を用いていない中小の金融機関より、「競価市場(従来の市場)では、大口の人民元為替取引に対応できない」、「競価市場での指値オーダーに対し、カウンターオファーが見つかりにくい」との話しを耳にすることがある。既に市場の中心は OTC 市場に移っていることの表れであり、公式な統計は未だ無いはずだが、人民元為替市場に占める OTC 市場は、既に市場全体の太宗を占めるに至ったと見るべきであろう。

他方、人民元為替予約市場は伸び悩んでいる。最新の『中国外匯』(国家外貨管理局主管専門誌)にも地方外貨管理局職員が人民元為替予約市場の成長失速をレポートしているが、銀行間の人民元為替予約取引は直物 OTC 市場と対照的な状況にあり、顧客サイドも中資系企業、外資系企業共に取引は比較的短期の售匯(企業の人民元の外貨転)に偏っている。前者に関しては、マーケットメーカー制度導入が遠因であると言われる。マーケットメーカー行には、非マーケットメーカー行に無い大きな為替ポジション保有が認められている一方、非マーケットメーカー行には設定されていない直物先物総合ポジション規制が課せられている。昨年のオンショア人民元為替予約市場開放以降、一部金融機関は中国国内拠点と中国国外拠点を跨いだ裁定取引を行っていたと言われ、裁定取引の結果がオンショア人民元為替予約/オフショア NDF 間のレート差を縮小させていたと見られていた。マーケットメーカー行への新たな直物先物総合ポジション規制は、本種の裁定取引を不可とし、銀行間オンショア人民元為替予約市場での取引伸び悩みに繋がっているであろう。

後者に関しては、未だ企業サイドは人民元為替予約を人民元高リスクヘッジ手段として利用しておらず、輸入企業を中心にリスクテイクによるレート改善手段として用いられていることを表している。長く続いた固定相場制により、企業サイドに為替変動リスク管理体制が未だ整っていないこと、人民元為替相場を判断できる人材が銀行、機関投資家、企業何れでも不足していること、



為替スワップ市場未解禁による為替予約の延長繰上げ対応が困難なこと、関連規定の解釈が統一されていない面が残ること等、様々な要因が考えられる。

人民元先物為替予約ライセンス発行以降6ヶ月が経過する3月以降、為替スワップ市場の整備と開放が期待されている。為替スワップの解禁により、人民元為替予約取引の利便性向上、(実需確認ルールの運用次第であるが)人民元金利市場への影響等、人民元市場の更なる自由化に繋がることが期待される。

新市場の安定稼働を確認した通貨当局は、為替市場の人民元為替の最終尻を、プライマリーディーラーを経由した介入で調整しつつも、より柔軟な人民元為替相場を容認し、従来比より早いスピードでの人民元高をも許容していくのではないかと考えられる。

但し、人民元為替予約の利用状況から推測し、国営企業に人民元為替の更なる変動化に備えた準備が整ったとは言えない状況である。

要人コメントや、人民元為替相場の値動きを通じたシグナルを市場に発信することで、注意喚起を繰り返し、更なる人民元為替相場の変動化と人民元高調整速度の加速を進めていくものと考えられる。

以上

* 弊行は2006年1月1日より“株式会社三菱東京UFJ銀行”として発足致しておりますが、中国拠点につきましては関係当局の認可を前提に2006年3月20日に合併を予定しております。



投資：総経理道場 「中国市場攻略のための戦略再構築の進め方」(下)

UFJ 総研(上海)有限公司
董事・総経理 太田 謙二

(要旨)

1. 成功している中国事業を「戦略プロセスマップ」で評価すると戦略と戦術が有機的に連動していることが分かる。
2. 失敗するビジネスに共通しているのは、理想と現実のギャップを正視していない点にある。現場実行力の不足によって、戦略の不適合が表面化し、マイナスの成長スパイラルに落ち込んでいくケースが多い。
3. 異文化マネジメントを成功に導くには、分かりやすいコンセプトで自社のあるべき姿を描き、社内で徹底することにつぎ、総経理のコミットメントと実行力が市場競争の成否を決する。

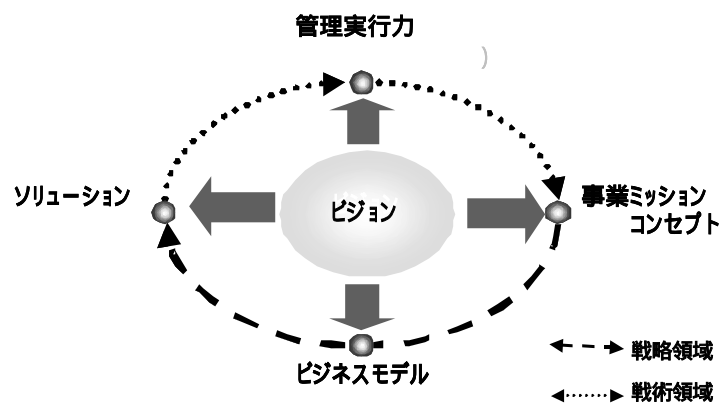
「戦略プロセスマップ」の活用

前回「戦略プロセスマップ」を活用して事業戦略を見直すことを提案した。

(図1)

今回は実際にこのプロセスマップを活用して戦略再構築を評価した事例と成功事例の分析を試みる。要領は非常に簡単であるので、各事例での分析を参考として、自社の事業戦略の市場適合性を再評価していただきたい。

図1 戦略プロセスマップ



中小アパレル日系企業A社のケース

最初にご紹介するのは、上海に進出して十年を経過したあるアパレル関係企業(A社)である。

A社の場合、単なる縫製作業のみならず、デザインから紡績工程、編みたて、染色そして刺繍・縫製までを一貫生産することにより、最適なサプライチェーンを構築している。進出当初は安価な労務コスト力を背景に日本向け受注も好調で、安定成長を遂げていた。ただやがて同業の国有企業でも同様に最新の編み機を導入し、強力なコスト競争力をつけてキャッチアップしてきたため、市場競争が熾烈化を増してきた。一方で社内での管理職の育成がうまく進まず、二十数名の日本からの技術応援部隊に頼った生産管理体制をとっていた。このため一時的に歩留まりや生産性も高まったもの、中国人管理職の育成が遅れ日本人がラインに入らざるを得ない状況が続いた。その結果、日本人応援者と中国人管理職との衝突も頻発し、従業員のモチベ



ーションも下がる一方であった。やがて従業員間の信頼関係にもひびが入り、生産効率は一向に高まらなかった。

さらにメインである日本市場も規模縮小し、工場の稼働も徐々に下がった。期待していた国内販売も自社ブランドでの参入を進めたものの、知名度が低くブレイクスルーできない状態が続いた。

このような厳しい経営環境下、A社がとった方策は総経理の交替人事であった。新任の総経理は、自社事業のあるべき姿をじっくり考え、中国人社員の豊かな生活を実現する場であるべきであると考えた。これがビジョンとなり、総経理自らのモチベーションを形成するきっかけづくりとなった。

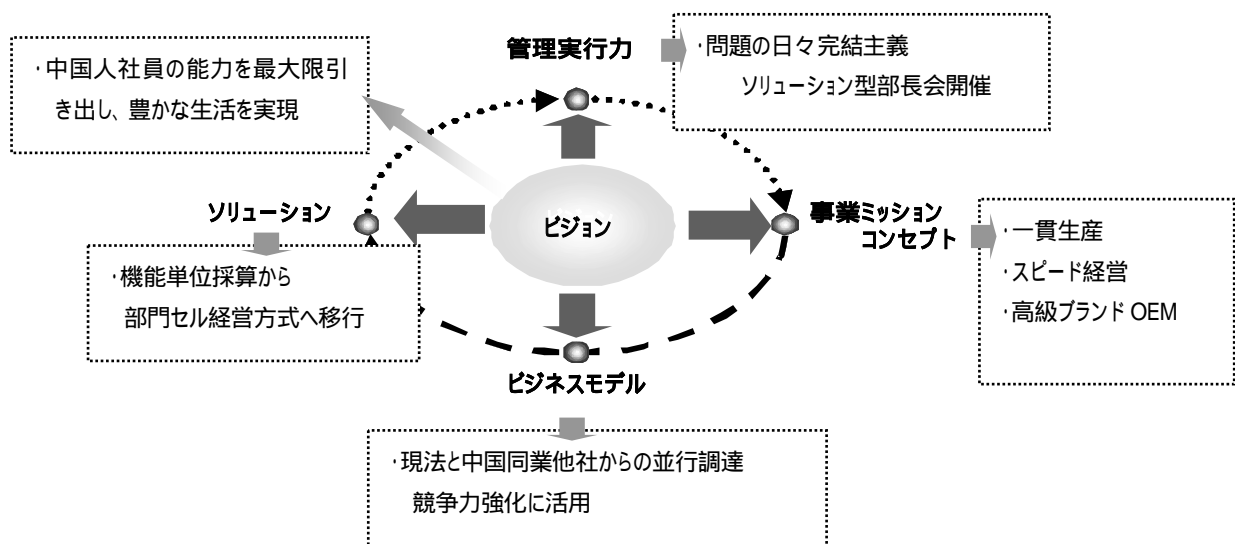
次に、同社の強みである「一貫生産」を事業コンセプトとして再認識し、それを活かすための「スピード経営」という考え方でビジョンの実現を図ることをめざしたのである。また日常管理も問題解決もスピードアップさせることを心がけた。日中幹部社員による「部長会」を毎日開催し、問題解決方法が決まり、チームリーダーがコミットするまで昼食もお預けにするという徹底振りを貫いた。

さらにビジネスモデルの見直しも行った。従来は、上海現法一社で本社からのオーダーを取る、という考え方であったが、内輪ということで、価格協力的にも納期なども甘えの姿勢が目立った。そこであえて中国国内の同業他社に本社需要全体の1/3程度を外部に本社から発注することとした。これにより仮想競争企業を自ら設けることとなった。

競合企業を設定することにより、本社だけに頼らず中国国内の内販市場にも積極果敢にチャレンジしよう、という新たなビジネスモデル構築につながるようになった。さらに戦略的ビジネスユニットを従来、機能製品分野ごとで採算管理を行っていたのを、工程単位にまで細分化し、ひとつの企業と見なした運営管理を行うことに着手した。

以上のプロセスを戦略マップにプロットすると下図のようになる。

図2 戦略プロセスマップ A社の事例



問題解決の日々完結という強力なコンセプトは、業務遂行力の向上につながっている。結果として新たな事業コンセプトを生み出す期待が高まる。例えば「OEMブランドでの内販戦略展開」とか「中国人総経理による現地化経営体制づくり」のような次なる展開を生み出すことにつながる。

このように戦略プロセスマップで事業戦略 戦術を評価するメリットは、事業の進化に応じ継続的に活用できることである。総経理交代の時期にビジョンそのものを見直す、というのも一案である。

A社は結果として、新総経理のリーダーシップの下、生産性を40%高め、日本人派遣者を半減させ、やる気の無い中国人従業員も3割削減し、大幅なコストダウンに成功するに至ったのである。



赤字企業のプロセスマップ

このように強みや機会を活かした戦略プロセスを描いているが、自社の弱みや脅威についても、逆に負の成長サイクルとして分析できる。例えば下記の事例はある赤字撤退会社の事例である。

プロセス構成要素	内 容 (本来的な理想形)	実 態
ビジョン	立ち上げ時からの高度な人材現地化実現	盲目的な中国人総経理派遣
ミッション・コンセプト	現地完全完結型経営	牽制機能が不完備・放任経営
ビジネスモデル	地場企業向け 100%	代金未回収問題が日常化
ソリューション	アウトソーシング積極活用	積極活用を否定
管理実行力	月一回董事会現地開催で問題解決	会社ぐるみの不正発覚

原則的に事業戦略は、成功に向けたロードマップであるため、当然ポジティブな面が強調されるが、一度それがつまずくと、ビジョンの「未実現」、コンセプトの「画餅化」、ビジネスモデルの「不完備・不採算化」、ソリューションの「不適合・ミスマッチ」、管理実行力の「不徹底・空回り」というマイナスのPDCAを繰り返しながら、失敗のスパイラルに突入することとなる。理想と現実のギャップを正視しなかったことによって、戦略と実践力間での不適合という問題が露呈したのである。

精密金型日系企業 B 社のケース

ファブレス経営で「小さく生んで素早く育てる」

それでは次に、精密金型関係で携帯電話など IT セットメーカーの熱い注目を浴びている B 社の戦略 戦術構造を本プロセスマップでみる。(図3参照)

同社の中国事業の特徴は下記数点に集約される。

徹底したコア技術の内製化により技術力での差別化を志向した。特に自動化設備の自社開発でコスト競争力を高めている。

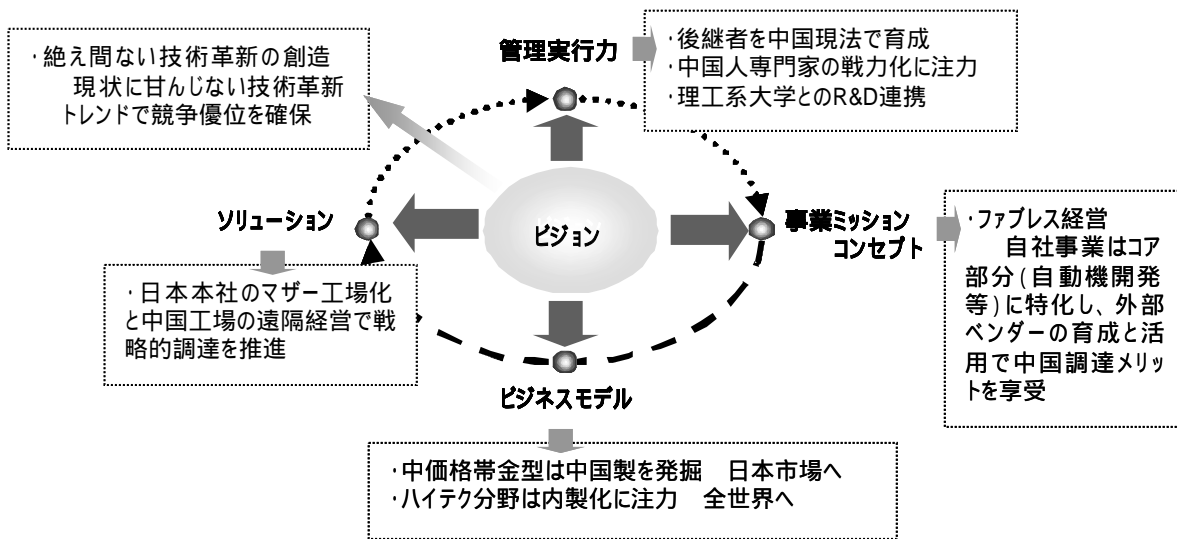
進出当初よりファブレス工場という事業コンセプトを明確に打ち出し、過剰投資となることを回避した。2年間で初期投資を回収し、迅速に有望分野への再投資を展開した。

将来の後継者を総経理に送り込み、「世界の工場」に居ながら帝王学を伝授することを企図した。中国での異文化マネジメントを実践した総経理の戦力度は日本国内では考えられないスピードで向上している。

日本国内では二次加工業者に甘んじていたが、当地では技術力を世界の名だたるセットメーカーからも評価され直接取引も拡大中。

加えて、当地の理工系大学研究室との共同研究を促進し、IT 系の大学院生など優秀な人材の獲得にも成功しており、中国の強みをとことん活かしながら、本社の競争優位につなげている。中国での成功を背景として、国内でもハイテク分野での再投資にもふみ切るなど、中国投資 = 国内空洞化という図式とは全く異なる発展を日中で遂げている。

図3 戦略プロセスマップ B社の事例



以上見てきたとおり、戦略プロセスマップを通じた自社の戦略・戦術プロセスの分析は、益々激化する市場競争環境で勝ち抜くための多くの気付きを与えてくれる。成功する事業に共通するのは、戦略・戦術のプロセスが好循環する仕組みが出来ていること、そしてビジョンが無理なく「あるべき姿」を体現していることである。さらに現場での実行力の向上が新たな事業コンセプトを生み出す原動力につながっていることが分かる。

現在、人海戦術による低賃金志向の中国進出は既に曲がり角を迎えている。ただ賃金上昇を嘆くのではなく、経営の現地化を高め、現地経営完結力を向上させることによって、現地発の新たな事業コンセプトを創出し、中国現法発のビジネスモデルづくりを模索するべき時代に入っているといえよう。

以上

(執筆者のご連絡とメッセージ)

UFJ 綜研(上海)有限公司

上海市長寧区延安西路 2201 号国貿中心 2207 室

TEL : 86-21-6295-3534 FAX : 86-21-6295-4110

親会社の統合に伴い社名変更の予定です。



法律：中国の新会社法の留意点 ～ 第二回「デッドロック打開法」

リチャード法律事務所
法律顧問 高居宏文

今回は前回の「有限責任の否定」に続いて、「デッドロック打開法」について述べることにしたい。デッドロックという言葉の意味についてはすでに御存知の方もたくさんいらっしゃると思うが、御存知でない方もいらっしゃると思うので、外商投資企業に即して簡単に定義付けしておく、「投資者間、董事間又は監事間に激しい対立があり、董事会又は監事会における正常な意思決定ができなくなっている状態」のことをいう。

これまで中国の会社法は、残念ながら、このようなデッドロック状態に陥った場合の救済方法については何ら実効的な解決方法が提供されていなかった。それは、別に立法者に特別な意図があったからそうになっていたわけではない。立法者が単純に会社におけるデッドロックの存在を予め想定しなかったために、規定を置くのを忘れていただけのことである。中国の法律はこの会社法を含めてこういうのが実は多い。日本の場合、細かいところまで詰めるべきところをしっかりと詰めているので、こういった重要な部分の規定忘れというは比較的少ないが、立法までに多大な時間がかかるのが難点である。それに対し、中国の立法の場合、最初に大枠だけを適当に決めておいて、細かい部分はとりあえず置いておき、不都合があったらその都度修正するというスタイルをとっている。だから、中国の場合、新しい法律が出てくるのも早いし、修正されるのも早い。どちらがいいかについては、好みの問題かもしれないが、社会の流れにできるだけリアルタイムに法律規定を合わせていけるという観点からすれば、中国スタイルも決して悪いところばかりでもない。

さて、少し横道にそれてしまったが、今回の改正は、実業界からデッドロックになったときに対処する規定を置いてもらわないと困るという厳しい批判を受けて立法者がこれに対応したものである。

今回新会社法が規定したデッドロック打開法については、具体的な設例をもとに説明した方がイメージがわかりやすいと思うので、ケーススタディで説明してみることにする。

ケース1

弊社の状況は、以下の通りです。

- ・ 中外合弁企業：日方 80% 中方 20%の出資
- ・ 董事会：日方から 2 名任命、中方から 1 名任命
- ・ 董事長：中方が任命

これまで弊社の就業規則は中方から提供を受けたものをずっと使ってきましたが、どうも規則の内容が粗いため今回社内の規律を引き締めるためにも就業規則を改正したいと思っています。しかし、中方は中方から来た従業員に不利になるとして、就業規則の改正に猛反対しております。定款では就業規則の改正は董事会において過半数の決議で決定するとしています。定款では、「董事会は董事長が招集し主宰する。董事長は 3 分の 1 以上の董事からの要求があれば、臨時董事会を招集しなければならない」としています。すでに、日方董事からこの規定に基づいて董事長に対して就業規則の改正を議題とする臨時董事会を開催するよう書面で要求しましたが、董事長は、臨時董事会を招集してくれません。このままだと就業規則を改正できないこととなります。どのようにすればよいでしょうか？

回答

新会社法が施行される前は、定款においてこのようなケースの対処法についてしっかり定めていないとお手上げという状態になってしまった。会社法の特別法である中外合資経営企業法及びその実施条例でも、この場合の対処法を規定していない。



それでは、新会社法はこのような場合にどのような打開方法を規定したか、旧会社法及び中外合資経営企業法実施条例と比較しながら、見てみることにしよう。

新会社法第 48 条

董事会は董事長が招集し主宰する。董事長が職務を履行できない又は職務を履行しない場合、副董事長が招集し主宰する。副董事長が職務を履行できない又は職務を履行しない場合、半数以上の董事が共同で一名の董事を推選しこれが招集し主宰する。

旧会社法第 48 条

董事会は董事長が招集し主宰する。董事長が特殊な原因により職務を履行できない場合、董事長から指定を受けた副董事長又はその他の董事が招集し主宰する。3分の1以上の董事は董事会の開催を提議することができる

中外合資経営企業法実施条例第 32 条第 1 項

董事会は毎年少なくとも 1 回開催し、董事長が招集及び主宰に責任を負う。董事長が招集できない場合、董事長は副董事長又はその他の董事に委託して董事会を招集し主宰する。3分の1以上の董事の提議を受け、董事長は臨時董事会を開催することができる。

上述の規定の下線部分をみて比較して頂きたい。旧会社法及び中外合資経営企業法実施条例の規定をみると、董事長が董事会を招集できない場合についての規定を置いているものの、董事長が招集できるにも関わらず招集しない場合の規定を置いていなかった。したがって、旧会社法及び中外合資経営企業法実施条例の下では、本件のように董事長が招集できないのではなく、招集しない場合、定款に別途この場合について対処する詳細の規定が置かれていない限り董事会を招集できないという事態が起こったわけである。

董事会というのは経営についての重要事項を董事間の話し合いを行い最後は多数決で決定する重要な会議体であり、重要事項を承認するか否決するかどうかは、董事長が董事会を開催しないという卑怯な方法でやるべきではなく、董事会を開催して話し合いで決定すべきである。立法者は、そのことを考慮に入れて、董事長が招集できない場合だけでなく、招集しない場合にも対処する規定を置くことにした。

新会社法第 48 条によると、董事長が董事会を招集しない場合は、副董事長が直接召集、主宰することになっており、副董事長が招集しない場合、半数以上の董事が共同で一名の董事を推選しこれが董事会を招集、主催できるということになった。

さて、本規定が中外合弁企業及び外商独資企業に適用されるか否かだが、三資法（特別法）は董事長が董事会を招集できない場合だけを定め、故意に招集しない場合を規定していないことを考えると、特別法に規定のない事項は一般法によるという原則により、一般法である新会社法の本規定を本件にも適用できると考えられる。

したがって、本件の場合、日方が副董事長を任命している場合は、その副董事長が直接董事会を招集、主宰することができ、日方が副董事長を任命していない又は副董事長を設置していない場合には、日方の残りの二名の董事が董事会の招集、主宰を行なう董事を選出し、この選出された董事が董事会を招集、主宰することができることになる。

本規定は、これまで董事長の横暴により董事会を正常に開催できなかった企業にとって福音となるに違いない。

ケース 2

弊社の状況は以下の通りです。

- ・ 中外合弁企業：シンガポール人 20% 日本法人 75% 中方 5%の出資
- ・ 董事長：上述のシンガポール人

三年前からシンガポール人が弊社のお金を私的に使い込んでいる容疑があったので、公安に告発しました。しかし、容疑はあるものの証拠不十分ということで不起訴にはなりました。その後、このシンガポール人は別件で責任追及されるのを恐れ、会社の印鑑、営業許可証、批准証書、財務帳



簿を全部持ち出し、しかも、会社の鍵も全部持ち出してシンガポールに逃げてしまいました。定款に記載してあるシンガポールの住所に書簡を送ったり電話をかけてみましたが直接連絡が付きません。ただ、このシンガポール人は、中国国内に弁護士を立てているので、この弁護士を通して連絡を取っています。すでに弊社は、印鑑、営業許可証等がなくオフィスにも入れないため1年半も営業が停止しています（但しこのシンガポール人は知り合いの中国の会計事務所に頼んで1年1回の監査はしてもらっており年次検査も受けている）。このシンガポール人は法外な値段で持分を買取れば今持っているものを全部引き渡すと言っていますが、これに応じることは出来ません。上海市対外経済貿易委員会と工商行政管理局に相談しましたが、彼らは行政としてどうすることもできないと言っています。もうこの会社をたたみたいと思いますが、どのような方法があるのでしょうか？

回答

このような事件に直面した場合、旧会社法はどうにもならなかった。打開方法としては、シンガポール人から法外な値段で持分を購入するしかなかった。

そこで、このような場合に利用できるのが、新会社法で新設された規定である。早速規定を見ることにしよう。

新会社法第183条

会社の経営管理に著しい困難が生じ、会社を存続させることが株主の利益に重大な損失を与え、その他の方法では解決することが出来ない場合、会社のすべての株主の議決権の10分の1以上を有する株主は、人民法院に会社の解散を請求することができる。

本件の場合、シンガポール人の行為によって全く経営できない状態になっており、持分譲渡について合意するのも困難な状況である。この状況がこれ以上長く続けば日本の投資者、中方の投資者にも不利益である。

新会社法第183条については、三資法でこれを排除するような規定が見当たらない以上、本件の場合、日本の投資者は、同規定を利用して、会社を管轄する裁判所に対して会社の解散を請求することができると思われる。

以上、デッドロックについて、二つの新会社法の規定を紹介してみた。

デッドロックの状態は起きないのが一番だが、起きてしまった場合、今回の新会社法の規定は非常に使い勝手がある。ただ、董事会の招集手続きの部分については、まだ、これでも規定がちょっと粗いところがあるので、自社の定款ではもう少し詳細に規定しておいたほうがよいだろう。

次回は、株主代表訴訟について述べることにしたい。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

リチャード法律事務所(上海市小耘律師事務所) 上海本部

(連絡先)住所: 上海市延安東路100号聯誼大廈18楼

TEL: 86-21-6323-6200 FAX: 86-21-6321-8890

E-mail: takai@rwlawyers.com ホームページ: <http://www.rwlawyers.com>

拠点: 上海、北京、天津、ニューヨーク

毎週月曜日に弊所では法務エッセイを無料で配信しております。御興味のある方は、以下のアドレスまでに会社名、氏名、電話番号、メールアドレスをご連絡の上、以下のアドレスまでに御申込頂きますようお願い致します。 saika@rwlawyers.com



税務会計：中国の会計・税務

プライスウォーターハウスクーパース中国
中国日系業務担当パートナー

会計、経営管理、税務、M&Aについて、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

会計 (担当：宇賀 伸二)

Question

中国企業との過当競争で、弊社の販売価格が原価を下回った場合において、棚卸資産の会計処理上の留意点を教えてください

Answer

期末において、商品（製品）の正味実現可能価額（見積販売価格から見積販売費を控除した価額）が原価より低い場合は、原価を下回った逆ザヤ分を棚卸資産評価引当金として計上することが要求されています。これは、将来の販売損失の原因が、当期に既に発生しており、その損失金額を合理的に見積もることが出来るため、棚卸資産の原価と正味実現可能価額との差額を、当期の損失として引当金計上するものです。

日本の会計基準では、原価のままで計上することが原則とされています（原価法）。しかし、中国会計制度だけでなく国際財務報告基準や米国会計基準においても、正味実現可能額が原価を下回る場合は、棚卸資産を正味実現可能価額で評価することが求められています（低価法）。

このような低価法は、商品・製品だけでなく、仕掛品や原材料についても、正味実現可能価額（この場合は、見積販売価格から見積追加製造原価と見積販売費を控除した価額）が原価より低い場合は、棚卸資産評価引当金を計上することが必要となります。

また、上記質問以外にも、破損等による不良品、陳腐化品、長期滞留品のような棚卸資産でも、正味実現可能価額が原価を下回っている場合には、同様に、その差額を引当金計上することになります。実際の会計上の仕訳は、《借方》管理費用 - 棚卸資産評価引当金繰入額、《貸方》棚卸資産評価引当金、となります。

棚卸資産評価引当金は、毎期末において評価を見直すことになるため、前期末より引当金額が少ない場合は、上記の仕訳の逆仕訳が発生し、管理費用のマイナス処理（評価損の戻り益）が生じることになります。

なお、棚卸資産評価引当金の税務上の取扱いは、税務当局の承認がない以上、廃棄しない限り損金算入が認められず、税務調整が必要となることにご留意願います。

経営管理 (担当：斉藤 勝彦)

Question :

現金及び預金の出納管理に関して、マネジメントとして留意すべきポイントを具体的に教えてください。

Answer :

日常的な出納業務に対するチェック手続（ ）と、現金残高及び預金残高に対する定期的なモニタリング手続（ ）の双方を整備することが必要です。それぞれのポイントは次の通りです。



日常的な出納業務

手許現金からの支払及び預金口座からの支払に対して、必ず事前の承認手続が必要です。承認手続の実効性を確保するため、支払金額に応じて承認者を段階的に設定し、無理なく運用できる仕組み作りがポイントとなります。例えば、企業規模が大きくなり取引件数が多くなった場合、全ての取引について、総経理等マネジメントの内一人が承認手続を行うことの可否を管理の実効性の観点から検討する必要があります。

現金残高及び預金残高に対する定期的なモニタリング手続

手許現金について、定期的に現物カウント（実査）を行い、帳簿残高との一致を確認する必要があります。また、預金残高についても、定期的に銀行からのステートメントと帳簿残高との一致を確認する必要があります。これらの手続は、定型的なレポートとして総経理等のマネジメントに報告され、不一致発生の有無、不一致の内容及び会計処理が適時にモニタリングされる体制作りがポイントとなります。なお、少なくとも1ヶ月に一度の実施が必要であり、当該モニタリング手続を月次決算手続に組入れ、ルーチン化することが有効です。

日常的な出納業務に問題が発生している場合、多くは残高不一致として顕在化します。その意味で、
の手続は を補完する関係にあり、どちらか一方ではなく、双方の手続がともに整備されることが重要なポイントとなります。

税務 （担当：堀越 大三郎）

Question

年一回の賞与等に係る個人所得税の計算方法について教えてください。

Answer

2005年1月、国家税務総局は「個人が取得する年一回の賞与等に係る個人所得税調整方法に関する通達」を公布しました。本通達は、代理納税者（企業等）が年一回の賞与を納税者に支払う際に、単独で1ヶ月の賃金給与所得として、新しい計算方法に基づき個人所得税を計算し、代理納税することを規定しています。

年一回の賞与に係る個人所得税の新しい計算方法

まず、従業員が当月に取得する年一回の賞与を12ヶ月で割り、その金額に基づき適用税率及び速算控除額を確定します。

従業員が取得する年一回の賞与について、上記により確定された適用税率及び速算控除額を用いて個人所得税を計算します。その計算は以下の通りです。

a) 従業員の当月の賃金給与所得が税法上の基礎控除額より多い、又は等しい場合：

$$\text{納付すべき税額} = \text{当月の年一回の賞与} \times \text{適用税率} - \text{速算控除額}$$

b) 従業員の当月の賃金給与所得が税法上の基礎控除額未満の場合：

$$\text{納付すべき税額} = (\text{当月の年一回の賞与} - (\text{基礎控除額} - \text{当月の賃金給与所得})) \times \text{適用税率} - \text{速算控除額}$$

年一回の賞与の範囲についての理論上及び実務上の適用について

上記通達によると、従業員は年一回の賞与のみ、本方法に基づき個人所得税を計算できます。また各納税者は、1納税年度に1回のみ本計算方法を適用できます。その他の各種賞与（例えば、半年毎の賞与、四半期毎の賞与等）については、全て支払月の賃金給与所得と合算して、税法の規定通りに個人所得税額を計算します。



ある日本企業が1年間の賞与を半年毎(例えば、夏期賞与と冬期賞与)に支払う場合、本通達の規定からは、厳密に言えば、年一回の賞与の定義範囲内に含まれず、新しい計算方法は適用できません。しかし、実務上、税務局との交渉により、企業がそのうち1回のみを年一回の賞与と見なし、新しい方法に基づき個人所得税を計算することを認めることがあります。

M&A (担当: 小黒 健三)

Question

弊社は中国会社の買収を検討しています。中国で買収調査を実施する際に特に注意すべき点を教えてください。(1月号つづき)

Answer

中国の買収調査で他に気をつけるべき点は、調査の前、途中、その後に常に交渉が絡むという視点です。交渉は多くの場合に買収調査の目的そのものですから、どの調査でも重要なのは言うまでもありません。しかし、中国では、独特の規制や日本の企業には見えにくい先方の意図が絡むため、交渉相手の意図や交渉に大きな影響を与える制約は何かといった視点は、特に意識しておく必要があります。交渉に影響を与える中国の調査環境の一例として、法定評価があります。法定評価は、国有資産の移動に伴う際に強制される中国独特の制度で、移動する資産に対して、有資格の公認資産評価士が一定の手法で独立的評価を行い、その評価額に対して国有資産監督管理委員会という指定機関の認可を受けなければならないという制度です。日本企業にとっての課題は、中国企業との個別交渉の結果に関わらず、法定評価の結果によって投資金額に一定の縛りが出てしまうという点です。また、独立的評価とはいえ、法定評価の制度趣旨には、不当に低い価格で国有資産が外資に流れるを防ぐという面があり、評価は相対的に上向きになるケースが見られます。評価方法が通常の会計基準とも価値評価(Valuation)とも異なるうえに、その評価プロセスが分かりにくいいため、その不透明性を緩和するための対策として、仲介の評価人を入れるなどの方策が考慮されます。これは特に国有企業への調査の際の注意点です。

民間企業との交渉でも、キーとなる意思決定者が誰なのかという点、その意図はどこにあるのかという点の意識が不可欠です。その意識に緩みが生じると、調査ポイントが的外れになってしまうことや調査プロセスが難航してしまうことが生じます。また、こちらの欲しい情報が全く出てこないという状況や、一見Win-Winを全く無視したような雰囲気になる状況も見られます。対応方法について画一的に述べることは難しいですが、相手のメリットにも敬意を払うという点はその一つです。加えて、ありきたりながら、両者の信頼関係というのは一つのキーであり、結論に性急に飛びつかず、時間をかける覚悟で、しかも諦めないという態度は必要になってくると思われます。「焦らず、慌てず、あきらめず、あてにせず、あなどらず、あやまらず」という一見陳腐化したような6Aの格言は、経験から言わせて頂くと、中国の調査ではいまだ有効な面があります。

以 上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

プライスウォーターハウスクーパース中国
中国日系業務担当パートナー 齊藤剛
中国上海市湖滨路 202 号普華永道中心 11 楼
Tel : 86 + 21 - 61238888
Fax : 86 + 21 - 61238800

中央青山監査法人
国際本部中国ビジネスグループ統括リーダー
担当パートナー 高月重弘
日本東京都千代田区霞が関 3-2-5
霞が関ビル 32 階
Tel : 81+3-55322503 Fax : 81+3-55322504



人事：中国人大学新卒の就職状況について

パソナアジアグループ・パヒューマヒューマンリソース上海
シニアマネージャー 松村 扶美

学生の就職選択は、各国の教育制度、社会、経済情勢、価値観を反映しており、更に親の価値観、育った家庭環境も大きく影響しています。1999 年以降、中国新卒の労働市場は自由化され、新卒学生の就職観は大きく変化しました。今回は、新卒採用の変遷も見ながら、中国人大学生の就職観、会社選択のポイント、海外志向、アプローチ方法、語学能力のレベル、サクセスパターンについて、上海の大学、日本語学科 4 年生からのアンケートをもとに大学生の就職状況や就職観を考察したいと思います。

新卒採用の変遷

中国の大学は、「国家の人材養成機関」という概念により、学生は卒業後の就職先を自由に選択することは許されず、一定の振り分け制度（*中国語では分配制度という）の下、国営企業へ就職していました。「分配」を拒否すると、学位取得が困難となること、他への就職が認められないので、就職の個人選択の自由は制限されていましたが、開放政策により 1999 年以降、新卒の労働市場は自由化されました。

図表：1

1957 年	下放開始
1966 年	文革開始〔大学入試試験中止〕
1976 年	文革終了
1977 年	大学入試試験再開（全国統一レベルでは 1979 年） * 分配制度 = 大学は国家の人材養成機関
1978 年	改革開放政策開始
1979 年	深せん経済特区指定 一人っ子政策開始
1992 年	鄧小平南方講話 1993 年 自費大学生制度開始
1999 年	大学卒業生就職自由化〔上海市、地域により運用年度が異なる〕 大学の定員数を毎年増加。
	就職の完全自由化 人材流動化

増える全国の大学生 就職難が新たな問題

図表 1 にあるように、大学入学試験が 10 年近く中止されていたため、中国の高等教育を受けた人数は 25 歳以上の労働人口で 5% に過ぎません。このような状況を受け、中国の経済発展を支えるべく、高学歴人材の育成の為、1999 年度から大学の定員枠が増加しています。2003 年度大学新卒者は 中国全土で 212 万人、2005 年度は 338 万人、と大幅に増加していますが、一方、急激に新卒学生が増加したことにより、新卒の供給過剰で初任給の低下、就職決定率の低下が起こっています。また、大学で勉強した専門を生かせる就職が少ないことなども問題となっています。2005 年度卒業生の就職率は、73% という結果が出ており、大学生の就職難を解決する為、政府も「就業概念」「職業選択意識」「自己成長の計画」等の一連の就職支援活動を展開していますが、2006 年度も就職難の状況は続いています。



学生のブランド志向

求人求職のポータルサイト中華英才ネットの調査では、全国の大学生2万8,000人を対象とした「就職したい企業」の人気ランキングのアンケートを実施しました。結果は下記の通りです。50社のうち外資系企業は26社で、有名企業が名を連ねており学生のブランド志向がうかがえます。また消費財やIT企業の大手企業が多く、メディアで取り上げられていること、知名度が高いこと等が人気の原因のようです。従来、欧米企業の人気の高さが顕著でしたが、現在では有望な国営、民营企业の人気の高さも目立ちます。中国系（国有、民营）はランキング20位以内のうち、8社が名を連ねています。日本企業では、ソニーが26位、松下電器46位の2社となっています。

図表：2 2004 中国大学生人気就職先 50 社

1 Haier C	11 サムスン電子 K	21 フィリップス N	31 中国人民銀行 C	41 ジョンソン&ジョンソン A
2 IBM A	12 TCL C	22 上海大衆 G	32 CITIBANK A	42 美的 C
3 P&G A	13 モトローラ A	23 HSBC H	33 ネスレ A	43 中央電視台 C
4 中国移動 C	14 中国聯通 C	24 富士康 T	34 デル A	44 シェル A
5 マイクロソフト A	15 インテル A	25 万科集団 C	35 L OREAL FR	45 海信集団 C
6 Lenovo C	16 ユニリ-バ A	26 ソニー J	36 馬士基 D	46 松下 J
7 華為 C	17 ノキア F	27 コカ・コーラ A	37 Ogilvy A	47 アムウェイ A
8 GE A	18 PWC A	28 LG電子 K	38 中国一気 C	48 中国网通 C
9 シーメンス G	19 HP A	29 マッキンゼー A	39 明基(中国) T	49 シスコ A
10 中国電信 C	20 中国銀行 C	30 UT斯達康 A	40 ウォルマート A	50 中国石化 C

日本語学科の就職状況について

以上、一般の中国人大学生の就職状況について説明しましたが、日本語学科の就職状況はまた大きく異なります。当社では、上海市の8大学並びに広東省の6大学の本科生に就職意識調査を実施しました。

【調査概要】

2005.10-12 上海の8大学日本語学科のアンケート調査 サンプル数 = 165名

2005.10-12 広東省の6大学日本語学科のアンケート調査 サンプル数 = 149名

日本語学科は就職内定率 良好

大学生の就職難ですが、一方で上海市、広東省の日本語学科の就職率は非常に高く、内定率はほぼ100%に近くなっています。これは日系企業の進出で日本語人材が不足していることが大きな要因として上げられます。近年では、将来の幹部候補生として、日系企業において新卒採用は定着化しています。

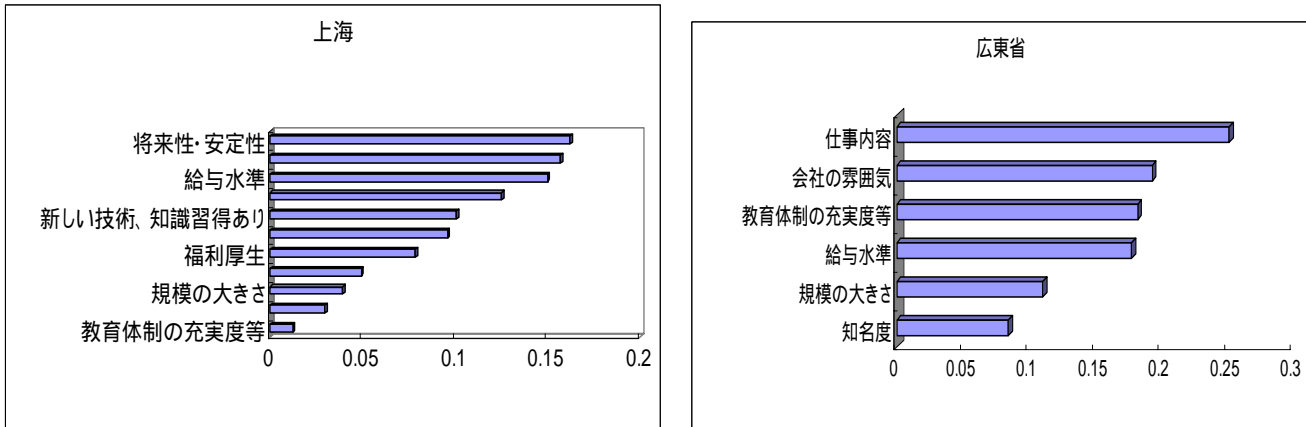
企業を選ぶ際の重要ポイント / 安定、将来性が重要

上海市の日本語学科のアンケートでは、「将来性、安定性」が一番高く、次に「会社の雰囲気」「給与水準」と続きます。広東省の日本語学科では、「仕事内容」が最多で、次に「会社の雰囲気」「トレーニング制度の充実」「給与水準」と続きます。企業を選ぶポイントとしては、給与の額だけではないようです。

「会社の将来性」と同時に、「新しい技術、知識の習得があるかどうか」「海外研修チャンス」「福利厚生」が比重を占めており、自分の能力が正当に評価され、今後の自分自身の成長やキャリアアップが望める機会が十分にあるかという点が重要となっています。上海の日本語学科のアンケート調査では、やはり日本企業への就職希望をする人が80%と圧倒的に多く、欧米企業希望者は20%という結果が出ています。広東省では、日本企業への就職希望以外に、公務員志向が20%と高く、欧米企業14%を超えています。日本語学科の人材は、上海市、広東省ともに安定志向が強く出ていることがうかがえます。



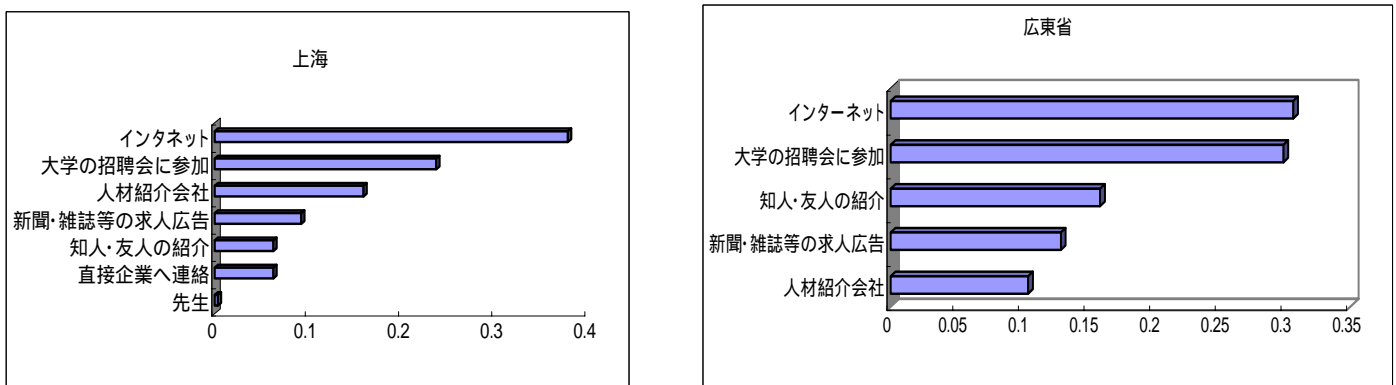
図表： 3



就職活動の手段

上海市、広東省ともに、一番多いのは「インターネット」を通じてのようです。中国のポータルサイトでは、51JOB(www.51job.com)の知名度が一番高く、情報量も豊富です。上海市、広東省ともにアンケート結果で30%以上が利用しているという結果が出ています。次に大学での合同企業説明会に参加と続きます。広東省では、次に「友人、知人の紹介」が続き、口コミや人を通じての紹介が多いのが特徴です。上海では、第3位として紹介会社への登録と続いており、新卒大学生の紹介会社の利用率は高くなっています。

図表： 4

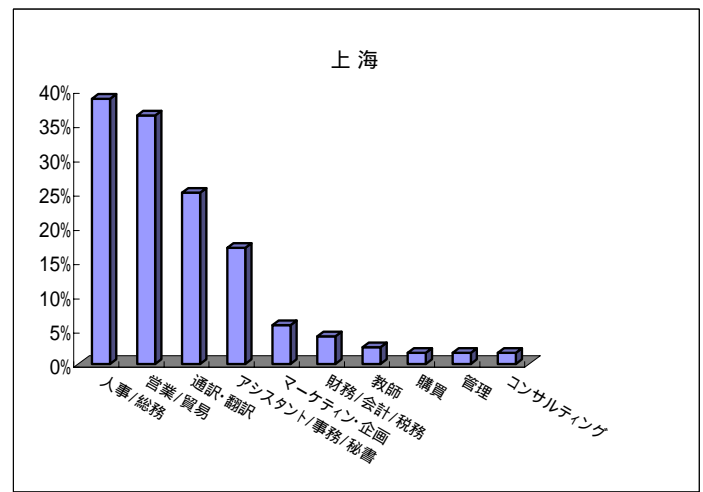
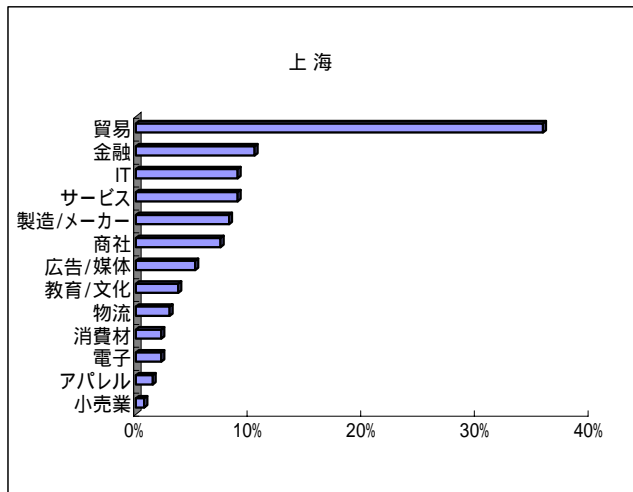


希望業界 / 希望職種 語学 + 専門職種

上海市の日本語学科のアンケートでは、業界別では26%が「貿易」を希望しています。これは言葉の優位性を生かし、日中間や多国籍間の貿易業に携わりたいとの希望が出ています。次には「金融」「サービス」「IT」「製造」と続いています。人気の理由としては、業界の給与が高いこと、安定性、将来性の見込みがあることを反映しています。希望職種では、「総務・人事」、「営業・貿易」の人気の高くなっています。次に「通訳・翻訳」「アシスタント、秘書」と続きます。本科生の学生の特徴としては、日本語のみならず、専門知識やスキルを習得できる職種を希望していることがわかります。



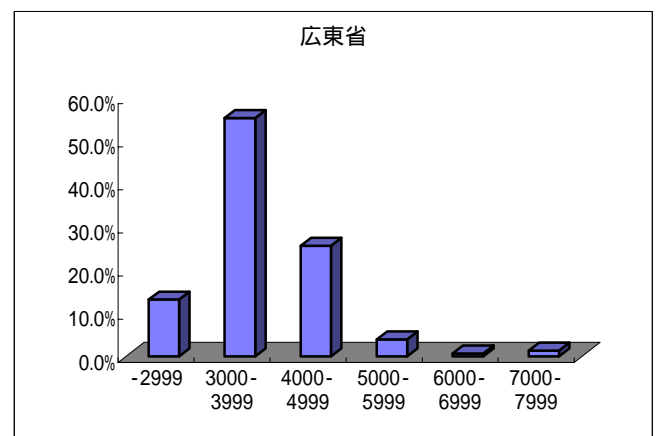
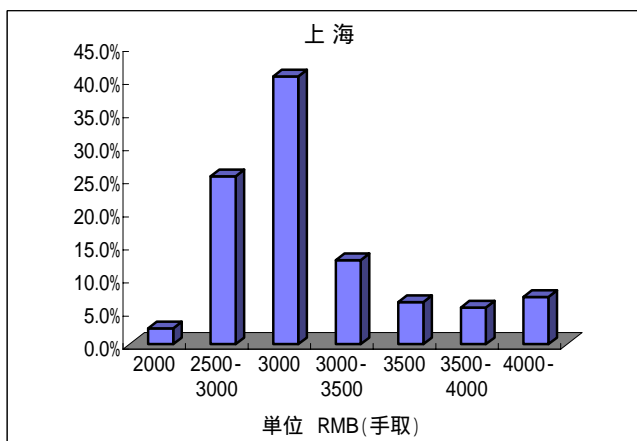
図表：5



希望給与

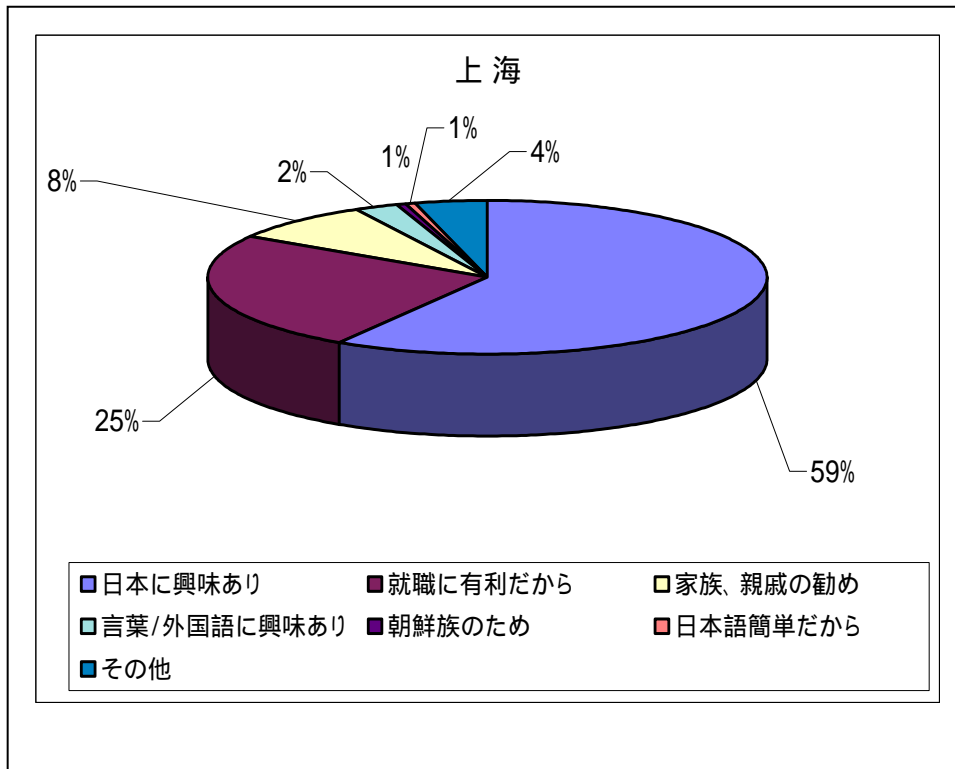
上海市の日本語学科のアンケートでは、手取ベースで希望給与ベースで 2,500~3,500RMB を希望している人が約 8 割を占めます。広東省の日本語学科学科の希望給与は、3,000~4,000RMB(手取)を希望している人が 55%以上、4,000~5,000RMB(手取)では 26%と上海よりも高めに推移しています。人材の需給バランスで、広東省の日本語人材が逼迫していることに起因していると考えられます。両エリアとも日本語学科新卒の希望給与相場は一般の大学生よりも高めに推移しています。日本語学科以外の大学本科卒中国人の初任給は上海地区で 2,000-2,500RMB 程度、広東省地区で 1,500-2,500RMB 程度といわれており、この 2 年ほど減少傾向にあります。日本語人材の給与が下がらない原因は、日本語人材の不足、日系企業の新卒採用が現在も活発であることが理由です。こうした状況を反映して、日本語を勉強する学生は毎年増加しており、上海の学生のアンケートでは、日本語を勉強した動機として、25%が、「就職に有利」をあげています。

図表：6





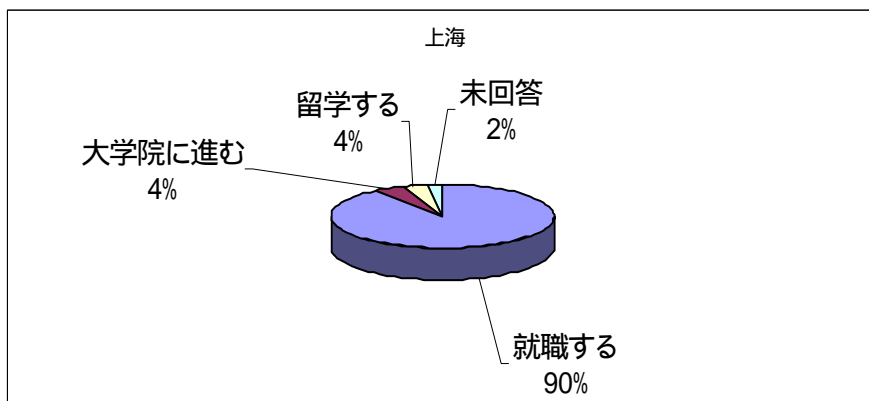
図表：7



語学能力のレベル

大学間、地域間の格差は大きくなっています。語学レベルが給与格差、就職機会格差の要因となりやすい為、語学を熱心に勉強する学生は増加しています。上海の日本語学科であれば、4年生は、日本語1級資格を取得しており、英語についてもCET6級（TOEIC750点レベル）をほぼ100%取得しています。高い語学能力を武器にして、仕事を探す意欲がうかがえます。最近では、以前ほど学生の海外留学の希望者は多くありませんが、中国のポータルサイト英才網の調査によると、海外留学経験者の給与は、留学経験が無い層よりも1.76倍高いという数値が出ています。海外経験や語学力の高さは給与水準に反映されています。

図表：8





日本語人材の活用について

以上、一般の大学生就職状況と日本語学科学生の状況を説明してきましたが、一般の大学生の労働市場（就職難）と、日本語学科の労働市場（日本語人材の不足）では大きく異なっています。今後も、日本企業が中国事業を展開する上で、日本語人材の需要は見込まれるため、日本語の新卒学生は、将来の幹部候補生として、語学要員として人材需要は今後も活発になると予想されます。

人気ランキング上位企業は、成長力やブランド力のある企業があがっていますが、同時にこれらの企業は、大学でのイベントやスポンサー活動に協力したり、実習生を積極的に受け入れたりと、冠講座を設置する等、積極的なPR活動を実施し、優秀な人材の獲得に努めています。

ただ、このように獲得した新卒も、1年で転職するケースがあり、特に日本語人材の場合は、前述したように、人材需要が旺盛なので、簡単に辞めて転職してしまうケースも少なくありません。学生は、5年後には、「技術者、専門家」よりも「企業のトップになりたい」と答える人が一番多く、「起業家精神」も旺盛であり、優秀な人材を如何に定着、育成するのが、人材管理の上で大きな課題となります。

中長期で、日本語人材を活用するには、採用の段階での見極めと、採用後の継続的な育成、人事マネジメントが必要とされています。

以 上

（執筆者のご連絡先とメッセージ）

中国：パヒューマ上海

上海市淮海中路 222 号力宝広場 910 室 〒200021

TEL：86-21-5382-8210 FAX：86-21-5382-8219

E-mail：pahuma@pahuma.com.cn

日本：パソナグローバル

東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村ビル 5F

TEL：03-6214-12571 FAX：03-5200-3077

E-mail：job@pasona-global.com ホームページ：www.pasona-asia.com



貿易：中国の保税エリアに関する解説

日中経済貿易センター
上海事務所首席代表 村岡健司

中国には、保税貨物を扱うことのできるエリアが幾つか存在する。

歴史を振り返ると、1980年代に保税倉庫、輸出監管倉庫の設置が認められ、1990年から保税区が、2000年から輸出加工区が、2003年から物流園区、保税物流センターが設置され関連規定も整備された。そして2005年末に上海洋山保税港区が開港した。

まず、こういった幾つかの保税エリアが現在それぞれどのような役割を持ち、どのような業務が可能なのか、以下の表は税関管理面から簡単に整理したものである。

【表：】

	保税倉庫	輸出監管倉庫	保税区	輸出加工区	保税物流園区	洋山保税港区
役割・目的	主に輸入手続未完 輸入貨物保管場所	主に輸出手続完了 輸出貨物保管場所	広範な保税取引を促進する税関特殊監督地域	保税加工に特化した税関特殊監督地域	近代保税物流に特化した税関特殊監督地域	本格的自由貿易港を目指す税関特殊監督地域
実施可能な業務	倉庫業のみ 分類、整理、マーク印刷、ラベル貼り 再包装など商業性簡単加工業務は可能		加工・製造業 貿易業 倉庫・運輸業 小口配送業 物流業 保税展示業 その他サービス業	全量輸出の加工業 倉庫・運輸業 但し、加工企業向けサービスに限定 メンテナンス業	物流業 貿易業 小口配送業 検品業 メンテナンス業 保税展示業 但し、上記全て事務場所は園区外に設置	保税区、輸出加工区、保税物流園区で実施可能な全ての業務 港湾関連業務
実施不可の業務				貿易業 物流業 小売業 加工と無関係の業種	加工・製造業 再生・解体業 小売業 物流と無関係の業種	保税取引に無関係の業務
住居・商業施設	設置不可	設置不可	設置可	設置不可	設置不可	設置不可
一般地域への貨物搬出	輸入手続を経て 出庫可能	原則不可	輸入扱い	輸入扱い	輸入扱い	輸入扱い
一般地域からの貨物搬入	通関未手続貨物の 暫時保管扱い	通関済輸出貨物の 暫時保管扱い	輸出扱い (税務上は国内取引)	輸出扱い	輸出扱い	輸出扱い
入区(庫)即 増値税還付政策	実施しない	条件付で実施	実施しない	実施する	実施する	実施する
[関係法令] 保税倉庫：中華人民共和国税関の保税倉庫及び保管貨物に対する管理規定(税関総署 2003年第105号令)2004年2月1日施行 輸出監管倉庫：中華人民共和国税関の輸出監管倉庫及び保管貨物に対する管理弁法(税関総署 2005年第133号令)2006年1月1日施行 保税区：外高橋保税区管理條例(1997年1月1日施行)、外高橋保税区税関監管弁法(1997年8月1日施行) 輸出加工区：中華人民共和国輸出加工区監管暫定弁法(税関総署 2000年第81号令)2003年11月1日修正施行 保税物流園区：中華人民共和国税関の保税物流園区に対する管理弁法(税関総署 2005年第134号令)2006年1月1日施行 洋山保税港区：国务院の洋山港設立に関する返書(国函[2005]54号)2005年6月22日公布						



中国の保税制度の歴史は、1979年から始まる「改革開放政策」と深い関わりがある。

1980年代から本格化する改革開放政策は、沿海都市を外国に開放し、安い労働力と資源を武器に外資を呼び込み、外資から先進的設備と技術を導入しそれを学び取り、良い製品を作り外国へ輸出して多くの外貨を獲得するという基本政策であった。しかし、よい生産財がなかったこの時代には、海外から部材を取り寄せ中国で加工し、そしてそれを再度海外へ積み戻すという「加工貿易」のニーズが高く、関税率の高い中国でこれをスムーズに実施するには保税制度の確立が急務であった。当センターも80年代には中国税関総署のミッションを日本に招き、中国の保税制度確立のために種々の協力を行った記録が残っている。従って、1980年代の中国の保税制度は日本など海外の制度を参考にして制定されている。その後、様々な試行錯誤を経て1990年代には中国独自の保税制度を採用した保税区が建設され、加工貿易はますます盛んに行われるようになった。また、この頃には取引形態も複雑化・多様化し、単に海外と保税エリアだけの取引だけでなく、2次加工や中国国内企業との加工品売買の必要性が高まり、こういった問題を解決するために保税2次加工（中国語では「深加工結転」という）の規定が整備され、保税区においては「交易市场」という中国国内企業との取引を実現する補助的施設と制度が生まれた。

一方で、高度経済成長を続ける中国では大型の民間直接投資も増え続け、労働集約型で加工賃収入のみの保税加工貿易を見直す動きが出始めた。技術移転が進まない、国内産業への波及効果が小さい、外貨獲得という点でも限界、といった理由から1997年には「今後加工貿易プロジェクトを積極的に認可しない」といった見解まで出されたが、この頃の加工貿易形態による製品輸出は中国の輸出全体の50%以上を占めるようになり、政府は一転して「加工貿易の継続的奨励と商品構造の転換」を打ち出した。

この政策転換によって2000年から登場したのが輸出加工区である。輸出加工区設置の目的は、加工貿易において付加価値の高い産業を誘致する点にある。商務部は、2005年11月に公布した「輸出加工区加工貿易管理暫定弁法」（商務部2005年第27号令）において、「輸出加工区は国家の産業指導政策を遵守し、技術レベルの高い、高付加価値の加工企業及び関連企業を誘致する能力の高い大型川下企業を誘致し、エネルギー消費の高い産業や、汚染の多い産業は禁止する。東部沿海地区の輸出加工区は産業レベルを高度化し、低レベル、低付加価値、労働集約型の産業を認可してはならない。中西部地区は当地の特色を生かした輸出加工業を行い、東部沿海地区からシフトされる産業を積極的に受け入れることとする」（第6条）と明確な方向性を示した。このように、保税倉庫、輸出監管倉庫、保税区、輸出加工区は、中国の改革開放の深化に伴う加工貿易発展政策と深い関わりを持つものと言える。

一方、2003年から設置が始まる保税物流園区、保税物流センター（A、B型）そして、2005年年末に開港した洋山保税港区は中国のWTO加盟に伴う自由貿易化構想に基づき設立されたという背景を持つ。即ち、現有の保税区の機能的限界を認識し、加盟議定書に謳われる自由貿易区へと更に進化するために設立されたものであり、全人代常務委員会の成思危副委員長は2003年に以下の「保税区から自由貿易区転換への3段階スケジュール」を発表している。

実験段階（2003年～2006年）：幾つかの保税区で実験開始し、2006年までに実験任務を完了する。所在地の政府、税関、交通部門が共同で保税区の特殊政策を制定する。

調整段階（2007年～2010年）：実験の経験を踏まえ、各保税区の地位を確定する。一部条件のある保税区は自由貿易港に発展させ、残りは経済技術開発区或いは輸出加工区などの特殊開放区に転換する。

最終段階（2011年～2015年）：この段階において、自由貿易区を国際ハブ港に発展させ、世界一流の国際物流センターに発展させる。

保税エリアを利用する企業の立場からしても、それぞれの設置目的や政策の推移を知ることが、今後の動向を把握する上で重要と思われる。

上記の通り、保税エリアと加工貿易の発展政策は密接な関係性を持つが、具体的な運用方法はどのように規定されているのか、以下の表は税関管理面から簡単に整理したものである。



【表：】

	保税倉庫	輸出監管倉庫	保税區	輸出加工區
倉庫の種類	一般型保税倉庫 専用型保税倉庫 液体危険品保税倉庫 加工貿易部材保税倉庫 メンテナンス部材保税倉庫	輸出配送型倉庫 国内保税移動型倉庫	-	-
保管貨物	加工貿易輸入貨物 トランジット貨物 船舶、航空機燃料・部材 外国製品メンテナンス部材 外国企業暫時保管貨物 通関未手続の一般貨物等	一般貿易輸出貨物 加工貿易輸出貨物 他の保税エリアからの搬入貨物 包装資材(輸出配送型倉庫のみ) その他輸出手続済み貨物等	-	-
保管期間	1年(延長許可を得て更に1年)	6ヶ月(延長許可を得て更に6ヶ月)	期限なし	期限なし
区(倉庫)内加工	不可(簡単加工のみ可能)	不可(簡単加工のみ可能)	可能	可能
外注加工	不可	不可	可能 下記、第113号令に基づく	可能 但し、加工は6ヶ月以内
保税2次加工	海外から輸入する2次加工用保管部材の移動可能 加工貿易免税証明を発行する	2次加工用保管商品の移動可能 但し加工貿易免税証明を発行しない	可能 下記、第109号令に基づく	可能 但し、実質的加工をしない部材は保税移動不可
他の保税エリア貨物移動	可能	可能	可能	可能
入区(庫)即税還付政策	実施しない	条件付で実施する	実施しない	実施する
銀行保証金台帳制度	-	-	実施しない	実施しない
加工貿易登記手帳制度	-	-	実施する	実施しない
輸出入割当・許可証管理	-	-	実施する	実施しない
<p>【関係法令】 中華人民共和国税関の保税倉庫及び保管貨物に対する管理規定(税関総署2003年第105号令)2004年2月1日施行 中華人民共和国税関の輸出監管倉庫及び保管貨物に対する管理弁法(税関総署2005年第133号令)2006年1月1日施行 中華人民共和国税関の加工貿易保税貨物の税関管轄区を跨ぐ深加工結転に関する管理弁法(税関総署2004年第109号令)2004年3月1日施行 中華人民共和国税関の加工貿易貨物に対する管理弁法(税関総署2004年第113号令)2004年4月1日施行 中華人民共和国税関の輸出加工区深加工結転管理弁法(税関総署2005年第126号令)2005年5月1日施行 輸出加工区加工貿易管理暫定弁法(商務部2005年第27号令)2006年1月1日施行 国家税務総局の保税倉庫と輸出監管倉庫からの部材取出しに関する税收処理方法の返書(国税函[2005]1153号)2005年12月7日公布</p>				

表 から、税関管理上それぞれ違った役割と制限が与えられていることは分かるが、特に外注加工や保税2次加工といった特殊な加工貿易形態を取る場合、細かい規制があることに注意しなければならない。また、2次加工を行う際の税金対策として「見なし輸出」を利用する場合、最近の国家税務総局の通知(上記、国税函[2005]1153号)で「輸出監管倉庫から取出す部材については加工貿易免税証明を発行しない」と明記されたため、国内で1次加工を施した後、一旦輸出監管倉庫へ入れて輸出手続を取り、再度国内の加工企業に引き渡して2次加工を行うというスキームが取れなくなったことにも注意を要する。こういったスキームを実施する場合、保税物流園区などを利用する方法しかない。

保税物流園区については、税関総署が2005年11月28日付けで公布した「中華人民共和国税関の保税物流園区に対する管理弁法」(税関総署令第134号)の主な内容を以下に紹介する。洋山保税港区については、まだ運用ルールの全容が明らかになっておらず、適当な時期に改めて紹介したい。



保税物流園区の管理・運用について

【定義・機能】

- (1) 保税物流園区とは、近代国際物流を専門的に発展させる税関特殊監督地域を言う。
- (2) 貨物、運搬車両、個人携帯物品等は24時間管理。園区内はゲートと柵を設けて一般地域と隔離し、安全保安員や宿直人員を除いて一般人員は居住禁止。園区行政機関、園区企業などの執務場所は柵外の園区総合事務エリアに設置。
- (3) 園区には倉庫、積置き場、検査場と必要な業務指導場所は設置可。生産加工、商業施設は設置不可。
- (4) 園区で行えるな業務は、輸出入貨物、その他通関未手続貨物の保管、保管貨物に対する流通性簡単加工と付加価値サービス、輸出入貿易（トランジット貿易を含む）、国際調達、小口配送、国際中継貿易、検査、メンテナンス、商品展示、税関の許可を得たその他の国際物流業務。
- (5) 園区内で行ってはならない業務は、小売、加工製造、再生、解体、その他園区と無関係の業務

【入居企業条件】

- (6) 園区へ入居する企業は「中華人民共和国税関の通関企業に対する登記管理規定」に基づき登記し、税関への関税支払い能力とその他法的義務を履行能力があり、園区内に専門の営業場所を有する、という二つの条件を満たさなければならない。また区外法人企業は、税関の認可を得て園区内に支店を設けることができる。
- (7) 園区企業は「電子口岸システム」を設置し、関連部門とコンピュータ上の公共プラットフォームを共有しなければならない。

【園区と海外との貨物管理】

- (8) 備案（届出）管理を実施。園区税関に申告するが、園区税関管轄区以外の港からの出入りは園区主管税関の認可を得た後出入り港での申告が可能。
- (9) 海外から園区へ運び込まれる貨物のうち免税措置を取るもの：
 - 園区インフラ建設用設備と物資
 - 園区企業が業務に使用する機器、積卸設備、倉庫施設、管理設備、メンテナンス用消耗品、部品、工具
 - 園区行政機関及びその経営主体、園区企業が自社で用いる合理的数量の事務用品
- (10) 海外から園区へ運び込まれる貨物のうち保税措置を取るもの：
 - 園区企業が業務に必要な貨物及び包装資材
 - 加工貿易輸入貨物
 - トランジット貿易貨物
 - 外国企業一時保管貨物
 - 国際航行船舶、航空機の物資、メンテナンス部品
 - 輸入委託販売貨物
 - 入境検査、メンテナンス貨物とその部品
 - サンプルオーダー用展示品とサンプル、税関未手続の一般貿易貨物
 - 税関の認可を得たその他の輸入貨物
- (11) 園区入居企業、行政機関が自社使用する交通運搬用具、生活消費物品は一般輸入貨物として通関処理する。

【園区と区外の貨物管理】

- (12) 園区企業または区外の受荷主、出荷主（或いは荷主代理）が園区主管税関で通関申告を行う。園区企業が区外で輸出入業務を行い貨物が園区を通らない場合は、受・出荷主管税関または実際の輸出入港の税関にて通関申告を行う。
- (13) 園区から区外への貨物移動は輸入と見なす。園区企業から他の税関区へ関区移動する貨物や、他の税関区の企業が園区へ関区移動する貨物は園区主管税関で申告手続をするか、或いは税関関連規定に基づき輸入転関手続が可能。
- (14) 小ロットで数次通関する貨物は、園区税関の許可を得て集中通関が可能。但し、毎回の通関は申告日の税率とレートを採用し、期限は1ヶ月を超えず、年度を跨ぐこともできない。



- (15) 区外から園區への貨物移動は輸出と見なす。
輸出税還付用通関証明綴りを発行するものは
 区外から園區に搬入される国産貨物とその包装資材
 園區行政機関、園區企業が使用する国産のインフラ物資、機器、積卸設備、管理設備等。
輸出税還付用通関書類を発行しないものは
 園區行政機関、園區企業が使用する生活消費物品、事務用品、交通運搬器具等
 原状のままの輸入貨物、包装資材、設備、インフラ施設など。これらの貨物は輸入時に支払った
 関税、輸入時増徴税と消費税も還付しない。
- (16) 園區行政機関、園區企業が使用する機器・設備等が区外で検査やメンテナンスを行う場合、園區
 税関の審査認可を経て登記したのち区外への搬出が可能。搬出した機器・設備は 60 日以内に園區
 へ再搬入しなければならず、期間延長する場合は期限の 10 日前までに書面で延長申請を行うが、
 延長期間は 30 日を超えない。

【園區内の貨物管理】

- (17) 園區内の貨物は自由に移動が可能。譲渡、移転する貨物は品名、数量、金額等を税関の電子デー
 タに登録し、譲渡、移転後に税関で照合手続を行う。税関の許可を得ず貨物を抵当、担保に出して
 はならず、他社の使用に供してはならない。
- (18) 園區内で行う流通性簡単加工とは、分級分類、選別整理、小分け包装、計量、セット包装、マー
 ク印刷、ラベル貼り、包装交換、アソートなど商業性付加価値を有する補助的作業を言う。
- (19) 園區企業は毎年税関で照合手続を行い、園區税関は照合申請を受理した日から 30 日以内に棚卸し
 を行う。企業の帳簿、原始データ証憑は棚卸し終了日から最低 3 年間保管する。園區内貨物は保管
 期限を設けない。

【園區とその他の税関特殊監督区域の貨物管理】

- (20) 園區とその他の税関特殊監督区域、保税監管場所()との貨物往来は保税監督を引き続き行い、
 輸出貨物通関証明綴りは発行しない。但し、輸出税還付制度を実施していない税関特殊監督地域か
 ら園區に搬入される貨物の場合、貨物の実際の出国関連規定に基づいて輸出申告手続を行い、転出
 地の税関が輸出貨物通関証明綴りを発行する。

上記規定にある「その他の税関特殊監督区域、保税監管場所」とは、保税区、輸出加工区、園區、
 保税港、保税物流センター(A,B型)、保税倉庫、輸出監管倉庫などを指す。

【携帯貨物と物品の管理】

- (21) 以下の貨物・物品については税関の検査を経て携帯、或いは自社で運搬する事が可能。
 1 万ドル以下の価値の小額貨物
 品質不合格により区外へ返品、交換される貨物
 輸入納税手続を終えた貨物
 企業が輸出税還付を要求しない貨物
 その他税関が認めた貨物。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

日中経済貿易センター上海事務所

上海市婁山関路 8 3 号 新虹橋中心大厦 1 6 1 3 室

Tel : 86-21-6236-8033 (ex201) Fax : 86-21-6236-8090

E-mail : muraoka@bg.mbn.or.jp (村岡宛)

E-mail : jccsh@vip.citiz.net (事務所宛)

[URL:http://www2.mewnet.or.jp/JCCNET](http://www2.mewnet.or.jp/JCCNET)



**北京発：2020年まで研究開発投資をGDPの2.5%以上に
「国家中長期科学技術発展計画要綱（2006-2020年）」を公布**

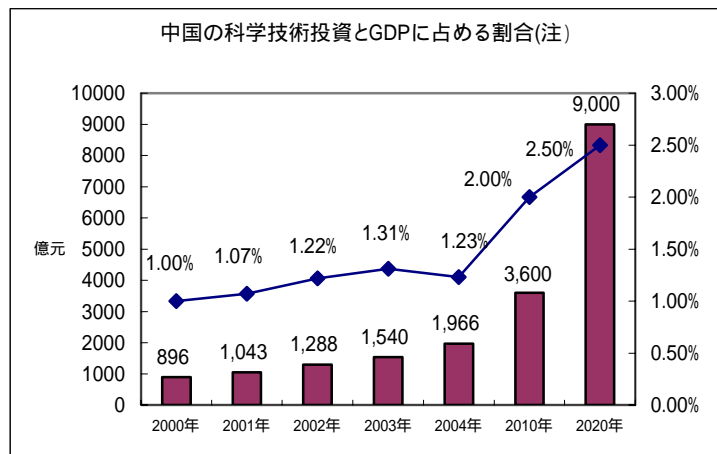
9日、国務院は「国家中長期科学技術発展計画要綱（2006-2020年）」（以下「要綱」）を発表し、今後15年間の科学技術発展の総合計画を明らかにした。「要綱」は「自主创新（自力革新）」を強調したうえで、技術革新の重点分野、優先的に進める重要課題と先端技術及び奨励制度の整備を盛り込んでおり、今後の中国の科学技術発展のガイドラインとなる。

先月開かれた全国科学技術大会で胡錦涛国家主席は、中国の発展には科学技術の発展が不可欠であり、「自力革新能力の強化」と「革新型国家の建設」を強調した。「要綱」では、更に自力革新能力の強化を国家戦略に、革新型国家の建設を目標にそれぞれ設定し、自力革新を全産業及び近代化建設の各方面において徹底させることを求めており、今後「要綱」に基づき、自力革新を軸に科学技術振興への取組みが本格化することが予想される。

以下、「要綱」の要旨をまとめて説明する。

1、研究開発投資をGDPの2.5%以上に

「要綱」では、具体的指標として、2020年までに中国の研究開発投資をGDPの2.5%以上（約9,000億元）に、経済成長に対する科学技術の貢献度を60%以上に引き上げ、中国人による発明特許数と科学論文で引用される数を世界の上位5位に、科学技術の対外依存度を30%以下に引き下げることを示し、今世紀半ばに世界の科学技術大国となる基盤を築くことを目指している。



（注：図表は「北京晩報」の記事に基づき当店作成、2010年、2020年の値は予測値）

また、今後15年間の科学研究の取組みにおいて以下の目標を示した。

国家競争力の強化に有利となる設備製造技術と情報技術を把握し、製造業と情報産業の技術レベルを世界の先進レベルに引き上げる。

農業科学技術の総合実力を世界レベルに高め、国家の食品供給を保障する。

エネルギー開発、省エネ技術及びクリーンエネルギーの開発技術において画期的な成果を上げ、エネルギー構造の合理化を促進し、主要工業品生産のエネルギー消費量を先進国レベルまで到達させる。

重点産業及び重点都市における循環経済の発展を促進する技術モデルを確立し、資源節約社会と環境にやさしい社会の建設を技術的にサポートする。

重大疾病の予防レベルを向上させ、エイズ、肝炎の発病を抑制し、新薬及び重要医療機器の研究開発に注力する。

国防科学技術を発展させ、武器製造の近代化及び情報化需要を満たし国家の安全を保障する。



世界レベルの科学研究者と研究チームの育成に取組み、情報、バイオ、素材、宇宙飛行などの先端技術を世界先進レベルまで到達させる。
世界一流の研究所、大学及び国際競争力のある企業研究開発機関を設置し、健全な国家革新体系を構築する。

尚、今後 15 年間に、以下の 11 分野を国民経済及び社会発展における最も技術サポートの必要な重点分野とし、これら分野における 68 プロジェクトを優先的に進める研究課題と決めた。

重点分野	優先的に進める研究課題
1. エネルギー	1) 冶金、化学工業、交通運輸などの産業におけるエネルギー節約、综合利用 2) 石炭のクリーン且つ効率的な開発利用、石油天然ガスの探査、開発と液化供電網の安全保障等
2. 水と鉱産物資源	3) 水資源利用の合理化と総合開発、節水、海水脱塩 4) 資源探査、鉱産資源及び海洋資源の効率的な開発と综合利用等
3. 環境	5) 汚染物の総合処理と廃棄物のリサイクル、海洋生態と環境保護、世界的な環境変化への対応等
4. 農業	6) 農業新品種の育成、畜産家禽水産品の養殖と疫病予防、農産品加工と運輸保管、近代乳業 7) 環境保護型化学肥料と農業研究開発、多機能農機の研究開発等
5. 製造業	8) 重要設備製造に使う汎用部品、高精度計器の設計、製造 9) デジタルと知能化設計製造プラットフォームの確立、基礎素材の研究開発 10) 工業生産工程のクリーン化と自動化に寄与する技術と設備、大型海洋工程技術と設備等
6. 交通運輸業	11) 交通運輸インフラ建設と保全、高速軌道交通システム、効率的な運輸技術と設備、知能交通管理システム 12) 低燃費と新エネルギー自動車の研究開発 13) 交通運輸安全と応急措置等
7. 情報産業及び近代サービス業	14) 近代サービス業をサポートする情報技術と応用ソフト、次世代インターネット技術とサービス 15) 高効率コンピュータ、デジタルメディア、大型高精度平面ディスプレイなどの研究開発
8. 人口と健康	16) ガンなど重大疾病の予防、優れた医療設備とバイオ医用材料、漢方薬の開発等
9. 都市化と都市発展	17) 都市総合計画、省エネ住宅の開発等
10. 公共安全	18) 重大自然災難の監視と予防等
11. 国防	

2、企業を技術革新の主体に

「要綱」では、「企業を主体に、産学研（産業学校研究機関）を一体化する技術革新体系の構築を切口とし、中国の特色ある国家革新体系の構築を促進し、自力革新能力を強化する」ことを提案し、企業を技術革新の主体とする科学技術発展の戦略調整を示した。具体的な施策には、財政、金融政策により企業の研究開発投資の増加を促し、企業、特に大手企業の研究開発機関の設立を推進し、技術革新を国有企業評価の重要指標とする、近代的な企業管理制度を確立させ、企業に内在する革新能力を強化する、企業の技術需要を国家の科学研究計画に取り入れ、企業の国家科学研究プロジェクトの引受を推奨し、国家の重点実験室、工程技術開発センターを企業に開放する、知的財産権取引制度を健全化し、科学技術仲介機関を発展させ、企業間、企業と研究機関及び大学間の技術譲渡などを促進する、中小企業の技術革新を援助するなどの内容が盛り込まれた。

以上
(北京支店)



天津発：「第11次5ヵ年規画要綱」の要旨

天津市第14期人民代表大会第4回会議が1月16日開催され、戴相龍市長は2006年から2010年までの「天津市国民経済及び社会発展に関する第11次5ヵ年規画要綱」(以下「要綱」)を発表した。

「要綱」では毎年設定させる各数値目標に加え、注目を集めている「濱海新区」についても言及、今後5ヵ年における具体的な発展計画について発表を行った。

「濱海新区」については国家レベルでも注目されており、先般行われた中国共産党第16次全国代表大会第5回中央会議においても、天津濱海新区の発展を国家発展全体計画に盛り込むことが提案されている。又、3月に行われる全国人民代表大会(全人代)において発表される中国5ヵ年規画の中にも珠江デルタ、長江デルタに続き環渤海地域の発展及びその後背地の経済成長を牽引する役割を濱海新区に期する内容が付議されることが予定されている。以下今回発表された「要綱」の要旨について説明する。

1. 「要綱」の主要目標

GDP年間平均成長率：域内GDPの年間平均伸び率を12%とし、1人当りGDP：7,000ドル以上を目指す。

財政収入年間平均増加率：16%以上とする。

固定資産投資年間増加率：15%とする。

エネルギー消費率：1万元の付加価値創出に必要なエネルギー消費率を15%以上とする、この目標は経済成長方式を転換させる為の重要な目標であり、エネルギー循環型経済を積極的に発展させ、エネルギー構造を改善し、先進的な技術及び設備を導入することにより目標を達成させる。

研究開発費用のGDPに対する比率：2.5%とする。

累計新規就職者：140万人その内都市部は115万人とする。

都市部の失業率：4%以内とする。

1人当りの可処分所得増加率：10%とする、同時に社会保障制度を整備し生活環境を改善させる。

2. 2006年の主要目標

GDP年間成長率：12%(2005年のGDPは前年比14.5%増の3,665億元)

エネルギー消費率：3%

財政収入年間増加率：17%

固定資産投資年間増加率：20%(濱海新区の開発を中心に、約1,820億元を上る見通し)

都市住民消費物価上昇率：2%

都市部の失業率：3.7%以内

1人当りの可処分所得増加率：10%以上



3. 重点発展戦略

農村経済を發展させ、農村の都市化率を 60%以上とする。

産業構造の調整を促進し、知識所有権及び地域ブランドを育成する。

今後の重点育成産業は以下の通り。

電子情報産業、通信産業、電子部品、ソフト関連産業、石油化学産業(3000万トンの石油精練、120万トンのポリエチレンの生産能力を達成させる)、自動車産業(100万台の生産能力を達成させる)、石油パイプ製造産業、漢方薬製造産業、エネルギー及び環境保全産業、建設用設備製造産業、先進的な紡織産業。

サービス業を積極的に發展させる。(サービス業の年間平均成長率を 13%とする)

地域自主開発能力を育成。2010年までに市レベル以上の企業技術センターを 300 拠点、市レベル以上の企業育成センターを 100 拠点、プロジェクト研究センターを 45 拠点、市レベル以上の技術研究センターを 60 拠点建設する。

省エネルギーを徹底し、エネルギー循環型の経済發展を目指す。エネルギー消費の増加率を 8%に抑え、水消費の増加率を 10%に抑える。

4. 天津濱海新区の位置付け及び役割

天津濱海新区を發展させることは天津はもとより北京、河北省、遼寧省、山東省を含む環渤海地域経済一体化に有利であり、華北沿海部及び内陸部の経済成長のエンジンとなる。更に北東アジアの経済協力にも貢献できる。

今後 5 年間に濱海新区は“7 大機能区”の設定を行う。

先進技術産業区：計画面積 109 平方 km、電子情報、自動車、医薬、新エネルギー、新素材産業の育成を行う

ハイテク産業区：計画面積 24.5 平方 km、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー新素材等の産業を育成

化学工業区：計画面積 80 平方 km、石油化学、海洋、精化産業を育成

金融商業貿易サービス区：計画面積 38 平方 km、金融保険、商業貿易サービス業を育成

港湾物流区：計画面積 100 平方 km、天津港、保税区と物流園区を一体化させる他、港湾設備の拡充を行い、効率的な物流機能を構築する

臨空産業区：計画面積 102 平方 km、航空運輸、空港物流、民間航空技術産業を育成し、天津空港を核とする物流、航空産業を育成する

海浜リゾート区：計画面積 100 余平方 km、14 キロの海岸線に沿って国際観光港、テーマパークの新設を進める。このほか、塘沽、漢沽、大港の農業、漁業を基礎に沿海地区の農業、漁業の發展を促進する

以上

(天津支店)



上海発：人民元改革後の企業の為替リスクヘッジ状況

2005年7月21日の人民元為替レート制度改革後、政府としても為替レートが企業経営に与える影響について高い関心を払っており、特に人民元高になるにつれ、企業がどのように為替リスクに対応するかは社会各界においても大きな関心事項となっている。このため中国人民銀行貨幣政策司は企業の為替リスクヘッジ方法及びリスクヘッジツールの運用方法を把握すべく、遼寧、天津、北京、山東、江蘇、上海、浙江、福建、広東及び湖北など10省・市の対外型企業323社に対し為替リスクヘッジに関する調査を行った。

この調査結果によると、人民元為替レート改革以降、各企業は貿易金融及び金融派生商品を使い、為替リスクのヘッジを行っており、各種方法を用いて積極的に為替変動に対応し、為替リスクに対するヘッジの意識も全体的に高まっており、リスクヘッジの方法も多様化し、企業の為替レート変動に対する対応力が強くなっていることが明らかになった。一方で、実際に企業がリスクヘッジツールを使用している規模はまだ小さく、リスクヘッジ能力の更なる向上が期待され、商業銀行の金融サービスの更なる改善が期待されていることも調査結果によって示された。以下のその内容についてご紹介する。

一、企業の為替リスクヘッジの現状と特徴

今回の調査の対象は中資企業及び外商投資企業、生産型企業及び貿易専門企業であり、調査結果によると、現状、企業が一般的に用いている為替リスクヘッジ方法には：貿易金融、金融派生商品、貿易決済方式の変更、輸出製品価格の引上げ、米ドル以外の通貨を使用した決済、国内販売比率の引上げ及び外貨建財テク商品の利用などがある。

(一) 企業は一般的に貿易金融を使用

貿易金融は現在多くの企業が使用しているリスクヘッジ方法である。調査対象の企業の中では、約31%の企業が同方式を使用している。主な理由として、一つには、貿易金融は比較的容易に貿易企業の資金運転問題を解決できるからである。近年中国の貿易輸出高は速いスピードで増加しているが、一方で輸出企業間の競争も日増しに激化しており、輸出代金受取期間は長期化する傾向にあり、企業は輸出貨物の出荷と代金受取の間の資金繰りを上手く解決しなければならない立場に立たされている。これに対し、輸出企業は輸出手形買取など短期貿易金融方法によって銀行から資金を調達し、資金繰り問題を解決することが可能であるとともに、企業は受取代金の金額を早めに確定することができ、人民元為替レートの変動リスクを回避することができる。二つには、貿易金融コストが比較的低いことが挙げられる。例えば、2005年11月14日の米ドル6ヶ月LIBORは4.56%で、50bp加えても5.06%となるが、人民元貸出金利は最低5.22%であり、貿易金融コストは人民元借入コストより低い。貿易金融方式の中で、輸出手形買取は期限が短いこと(一般的に1年以内)から貿易企業の流動資金繰りの問題を解決する手段として使用割合はかなり高い(約80%の使用)。その他に、中にはフォーフェイティングなど期限が比較的長い貿易金融方法を利用しているところもある。

(二) 金融派生商品の使用が増加

為替レート制度改革以降、中国の外貨市場の発展は加速し、人民元先物為替予約取引は外銀の参入が可能となり、また一部の資本・金融取引もヘッジ対象となる等、条件が緩和され、為替スワップなど金融派生商品が開発された。それと同時に、外貨管理などの方面で一連の試行措置が採用され、企業の為替リスクヘッジ手段が拡大した。調査結果によると、2005年に金融派生商品を使用した企業の割合は2004年と比較して1ポイント程度の増加が見られる。



現在、企業が使用する主な金融派生商品には主に下記の特徴がある。一つは、先物為替予約の使用が比較的多い。為替レート制度改革以降、先物為替予約の業務範囲及び取引主体が拡大し、銀行間人民元為替レート先物取引が解禁され、商業銀行は企業に対し為替リスクヘッジサービスを拡大し、企業の先物為替予約取引の利便性が高まり、企業のリスクヘッジ需要を一層満たすことができるようになった。調査結果によると、金融派生商品を利用している企業の中で、先物為替予約取引を利用している企業は全体の91%に達している。二つには、一部企業では為替スワップ及び国外人民元ノンデリバブル・フォワード（いわゆる“NDF”）を使用している。為替レート制度改革以後、為替スワップ業務解禁以来、福建、広東、江蘇、山東及び天津などの一部の企業では既にこのような新しい金融派生商品の利用を開始している。現在の利用割合は比較的小さいが、今後増加が見込まれる。一部外資企業及び国外に分支機構を有する中資企業または海外提携先企業がある中資企業は人民元NDFを利用し更に為替リスクヘッジを行っている。

（三）輸出製品価格の引上げが顕著

調査結果によると、2005年に輸出製品価格の引上げを行った企業数は2004年同期と比べて4.2%から8.7%へと上昇、5ポイント弱上昇した。これはある程度中国の輸出企業の価格交渉力が強くなっていることを反映しており、これら企業は製品価格の引上げによって損失を補填できたことを意味している。但し、総体的に見て、この方法を採用している企業の割合は非常に少なく、このことは大多数の企業が今後製品の競争力を高める必要があることを意味しており、低価格よりも高品質により輸出拡大を目指すことが重要であることを示唆している。

（四）多様化する企業のリスクヘッジ方法

上述の方法以外にも、企業はその他の多種多様な方式で為替リスクヘッジを行っている。一部企業は貿易決済で前受け金取引の比重を増加し、決済通貨の柔軟な選択を可能にしている。少数ながら一部企業では国内販売の比重を適度に増やし、為替エクスポージャーの増加によるリスクを回避している。また一部企業では外貨建財テク商品も使用している。

二、企業が使用している為替リスクヘッジツールの問題点

現在の状況を見ると、企業の為替リスクヘッジツールの使用規模は比較的小さく、中国の輸出入全体の規模から見るとまだまだの水準と言える。2005年の全国銀行先物外貨転予約及び人民元転予約の契約額はそれぞれ銀行の外貨転総額の2%と人民元転総額の4%となっているが、主に下記2つの問題を抱えている。

（一）企業のリスクヘッジ意識及び能力の強化が必要

人民元為替レートは長期に渡り一定のレートで取引されていたことによって、企業にとって為替リスクヘッジという意識が比較的希薄で、為替リスクヘッジ手段への理解が不足していたり、リスクヘッジツールの利用を意識的に制限したりしている。一つには、専門知識及び人材の欠如がある。中国の伝統的経営理念の下では、一部企業の財務スタッフは国際金融市場の動向に疎く、各種金融派生商品への理解が薄く、このため必然的に為替リスクヘッジツールの利用も少なくなる。二つには、一部企業自体の為替リスクヘッジ意識が比較的薄いことも挙げられる。一部企業、特に国有企業では、未だ経営理念の転換ができておらず、為替リスクを政策的要因だとしてしまい、主導的にリスクヘッジを行おうという意識が欠如している。



(二) 商業銀行による為替リスクヘッジ金融サービスの改善及び強化が必要

今回の調査では商業銀行のサービス改善及び強化が期待されていることが明らかになった。一つには、商業銀行によって新しい為替リスクヘッジ商品が開発されることが期待されている。少数の銀行は自身のリスク回避を強調しているが、長期(1年以上)先物為替予約商品の開発に対する積極性の不足が目立ち、企業のリスクヘッジ需要を完全に満たしてはいない。二つには、商業銀行の金融サービスとリスク回避の関係を更に改善することが期待されている。内部リスクコントロールの要求及び管理体制の制約から、一部の商業銀行本店では分支店に対し通知・指導している為替リスクヘッジ業務管理規定及びリスクコントロール上要求されるプロセスが多く、手続きに時間もかかるため、分支店における為替リスクヘッジサービスの積極的提供に影響を及ぼしている。

三、企業の為替リスクヘッジ方法を改善する初步的意見

(一) 外貨取引市場の構築を加速し、企業の為替リスクヘッジに有効な手段を提供する

市場の育成状況及び経済金融情勢を基本として、管理フロート為替制度の更なる改善、人民元為替レートを合理的且つ、バランスが取れた水準で安定維持させる。外貨取引市場構築を加速し、外貨取引市場の参加者を増やし、取引モデル及び取引品種、外為派生商品の発展を推進し、企業の為替リスクヘッジのために更に多くの手段を提供していく。適度に市場競争制度を導入し、国有商業銀行の能力強化を促す。

(二) 企業は積極的にリスクに対する理解を深め、努力し為替リスクヘッジ能力を高めるべきである。

企業は積極的且つ能動的に、十分にリスク意識を向上させ、経営理念を転換し、国内外金融市場の変化に常に注意し、金融リスクヘッジツール利用の会得に尽力すべきである。経営活動の各プロセスにおいて為替リスク回避システムを確立し、各種リスクヘッジ方式を積極的に利用し、内部管理の強化、技術革新を強化し、経営コスト削減に努め、輸出製品の競争力を高め、自社のリスク対応能力を常に高める。

(三) 商業銀行はサービス強化意識を強め、金融サービスを改善すべきである

商業銀行は人民元為替レート改革の新たな情勢に適応すべきで、外貨取引市場の発展スピード及び企業の為替リスクヘッジニーズが増加していることを的確に把握する必要がある。金融サービス及びリスク回避の関係を改善し、新しい金融商品の開発に努め、金融サービスの品質を更に向上させるべきである。企業に対し多くのアドバイザー及び情報サービスを提供すべきで、市場のニーズに対応した為替リスクヘッジ商品を提供し、企業のリスクヘッジ手段を拡大し、1年以上の先物為替予約業務を可及的速やかに開始すべきである。管理システムのレベルを更に高め、内部コントロール制度を改善し、リスク回避を前提として、積極的に業務分野を広げ、収益力の増強に努め、金融サービスの更なる改善及び強化を進めるべきである。

以上

(上海支店)



瀋陽発：瀋陽市「第 11 次 5 カ年規画要綱」について

2月15日～2月18日迄、瀋陽市第13期人民代表大会第4回会議が開催された。同会議において、李英傑氏の新市長任命と共に、「第11次5カ年規画要綱」(以下「要綱」)が可決された。以下、「要綱」の主旨を簡単に取り纏めた。

1. 目標

	項目	目標値
経済成長	GDP 成長率	13-15%増/年
	一人当たり GDP	倍増
	財政収入	15-20%増/年
	社会小売総額	12%増/年
	外資導入	15%増/年
	輸出入	20%増/年
	固定資産投資	15-20%増/年
産業構造	工業総生産	20%増/年
	高新技术産業	GDP 全体の 35%
	民営企業	企業全体の 70%
	近代サービス業	サービス業全体の 53%
	国有企業	株式改造とリストラ完成
環境保護	森林保有率	全面積の 36%超
	都市部グリーン保有率	都市部面積の 40%超
	湖・川保有率	全面積の 10%超
	汚水処理率	85%超
	万元当たり燃費	20%以下
	省エネルギー	省エネ型都市建設
都市化建設	都市部/農村部比率	7 対 3
社会福祉	寿命	76 歳超
	伝染病発生率	20/10,000 以下
市民生活	個人所得	都市部：18,000 人民元/年 農村部：8,000 人民元/年
	エンゲル係数	35%以下
	一人当たり住宅保有面積	28 m ²
その他	<p>法整備、治安改善、信用水準向上、及び民主導入。 バランスのとれた都市部と農村部の発展。 高速道路 5 本と地下鉄 4 本の建設、空港の拡張等を含むインフラ施設の整備。 経済成長を支える人材の育成。</p>	



2. 工業の高度化を通じた工業生産の飛躍的成長を実現

(1) 工業総生産の倍増

2007年と2010年の工業総生産をそれぞれ4,000億人民元と8,000億人民元に引上げる。

(2) 工業規模の拡大

1件当たり5百万人民元超の新規工業プロジェクトを年間800件増加のペースで推進する。

(3) 製造業水準の向上。

華晨金杯、華晨BMWと瀋陽北盛(上海GW)を中心とする自動車産業・自動車部品産業の生産高1,500億人民元/年を実現。

また、瀋陽市の人材と既存の工業基盤を活用し、大型プラント設備の製造とそれに付随する産業の発展を促進する。

3. 東北地域の中心都市としての役割を発揮

(1) 製造業と化学工業を代表とする瀋陽西部工業区の建設

東の鉄西区から西の遼中県まで、又、南の渾南新区から北の秦皇島 - 瀋陽新幹線(計画)までの計850km²の範囲内で、年間2,400億人民元の工業総生産を生み出すと共に、周辺地域(新民市、遼陽市、鞍山市と營口市)の経済成長も促進する。

(2) 新技術産業と航空業を代表とする大渾南地域の発展

2010年、新技術産業と航空業の生産高をそれぞれ1,000億人民元と500億人民元に引上げる。

(3) 農産物加工業と食品加工業を代表とする北部の各農業開発区の成長

2010年の農産物加工業と食品加工業の生産高1,500億人民元を実現する。

(4) 2006年5月1日 - 10月31日開催予定の中国瀋陽世界園芸博覧会(Shenyang・China International Horticultural Exposition 2006)の機を捉え、合計203km²の棋盤山国際観光区を整備する。



4. 近代サービス業の発展を加速

分野	発展計画主旨
金融	東北地域の金融センターを目指して、瀋陽金融商貿開発区を更に整備。具体的には、30行超の外資系金融機関の招致、地場商業銀行の支援、及び瀋陽市所有権取引所の発足等。
仲介	弁護士事務所、会計士事務所、コンサルタント業者、設計業者、とマスコミ等を含む仲介業者を積極的に導入。
物流	2007年、瀋陽市南部にある渾南 - 蘇家屯に、瀋陽市初の保税・物流センターを設立。2010年、30社の大型物流企業を発足。
商業	中街：商業・観光・文化の一体化を目指す東北地域一の繁華街作り。 太原街：近代的な大型百貨店を集中させたショッピングセンター設立。 西塔街：韓国料理を主とするレストラン街作り。 その他：年間取引額500億元超の卸売市場を50箇所設置。
ITサービス	50社の大型IT情報サービス業者を設立。 三好科学技術商業街(日本総領事館の近隣)を整備。
不動産	20 km ² の不動産取引を実現。

5. 対外開放の量的・質的改善に注力

(1) 外資誘致のレベルアップ

東北地域の対外開放拡大を目指す国策を基に、次の2点に重点を置き展開。

世界上位500社の中から大手企業100社の誘致に注力。

グローバル企業の地域本部、傘型企业、研究開発センター、及び物流センターを誘致。

(2) 対外貿易の質的向上

知的所有権を有する製品と輸出能力を有するブランド製品を取り扱う企業の輸出企業全体に占める割合を4割とし、又、知的所有権を有する製品とブランド製品の輸出割合を全体の2割超とする。

2010年、50百万米ドル超の年間輸出能力を有する企業を20社以上育成。

地場企業の海外進出、エネルギー・原材料・研究開発等の海外基地設置を共に推進。

以上
(瀋陽駐在員事務所)



**香港発：深セン港はコンテナ取扱量を 2010 年に 2,500 万 TEU に
～深セン市の 5 カ年計画より**

先般開催された深センの「物流工作会議」席上において、同市の第 11 次 5 カ年計画における物流業の方向性などが公表されている。報道によれば、深セン港の処理能力の補強が計画されており、2010 年までに深セン港のコンテナ取扱量 2,500 万 TEU、航空貨物取扱量 120 万トン为目标にし、物流インフラの一段の整備を図るといふ。

こうした動きは、すでにコンテナ取扱量が頭打ちとなっている香港への影響が懸念されるが、この点について広東省当局の関係者は香港のメディアに対し、慎重な発言を行っている。具体的には、「香港の港湾だけでは、今後も増加傾向を持続することが予想される本土からの貨物を捌ききれない」として「広東省の港湾インフラの拡充は、香港への“挑戦”ではなく、広東省の産業発展の需要に応えるもの。香港と広東省の港湾は分業を行って協力していくべき」と述べている。

香港のコンテナ取扱量についてしてみると、2004 年は 2,198 万 TEU と、シンガポールを僅かに上回り世界第 1 位を前年に続き維持したものの、先日発表された 2005 年のデータでは、前年比 2% 増の 2,243 万 TEU にとどまり、2,320 万 TEU と 8% 以上の伸びを示したシンガポールに首位の座を明け渡す結果となっている。

この要因の一つとして、港湾の整備が進む深セン港などに貨物を奪われていることを挙げる意見も多い。香港の場合、港湾施設として開発できる土地には限りがあるうえ、取扱量の約 6 割を占める葵青（葵桶・青衣）港は、ハンドリングチャージが深センの主要港の塩田港と比べてほぼ倍近いコストとなるという実情が指摘されている。しかし、香港の港湾は、深セン港と比べ依然作業効率が高く、海上輸送コストでみても、定期運航される便数が多いので、さほど差があるわけではない。但し、中国と香港間をトラック輸送するコスト（含む国境での乗り換えコスト）を考慮したトータルの輸送コストでみると、やはり、香港が深センと比べコスト面で劣るとの調査結果も出ている。

今後、12 月にオープン式典が行われた塩田物流園区におけるソフト面の機能充実が実現し、さらに今回の計画に基づき進行中の塩田港拡張工事などが完成し（投資額 290 億元予定）、深セン港のコンテナ処理能力が高まると、いずれ香港が深センにキャッチアップされる可能性も出てくる。今後、香港が港湾機能の相対的な地位低下に歯止めを掛けることができるか、その施策が注目される。

< 4 大港湾のコンテナ取扱量の推移 >

	2003年	(前年比)	2004年	(前年比)	2005年	(前年比)
香港	2,045万	(6.8%増)	2,198万	(7.5%増)	2,243万	(2.0%増)
シンガポール	1,841万	(8.7%増)	2,133万	(15.0%増)	2,320万	(8.7%増)
上海	1,128万	(31.0%増)	1,456万	(29.0%増)	1,809万	(24.2%増)
深セン	1,061万	(39.4%増)	1,365万	(29.0%増)	1,620万	(18.6%増)

単位：TEU

以上
(香港支店)



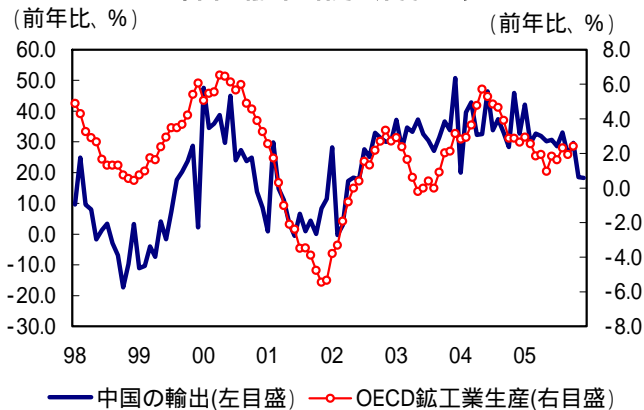
【お詫びと訂正】

2006年創刊号に、編集による以下の誤りがありました。ここに、ご迷惑をおかけしました読者の皆様並びに関係各社に深くお詫び申し上げます。

(1) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング、「2006年中国経済を考える」2. 高成長の牽引役・輸出の現状と展望

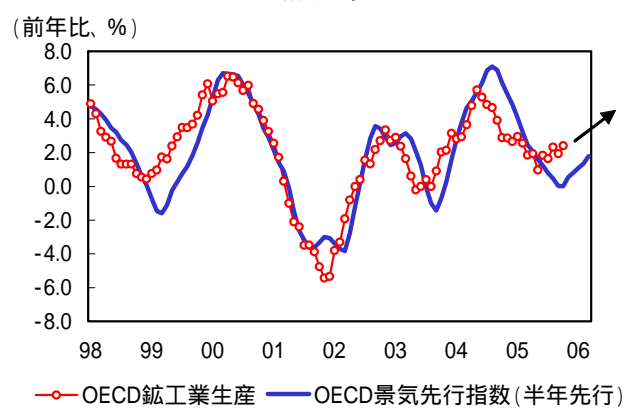
【誤】P9：図表9、10の欠落。
【正】

図表9. 世界経済が堅調な拡大を続ける中で中国の輸出も増勢を維持しよう



(出所)CEIC、Datastream

図表10. 先進国景気は当面、拡大基調を続けよう



(出所)Datastream

なお、本レポートをはじめとして、三菱UFJリサーチ&コンサルティングの中国レポートは、同社ホームページ「中国経済レポート」URL <http://www.murc.jp/report/index.html> でもお読み頂くことができますので、是非ご利用ください。

(2) 日中経済貿易センター、「11・5」期間の外高橋保税区財政補助政策解説」

各種税金の配分に誤記載(還付率には誤記載はない)

【誤】営業税(5%)の配分：国家税収(2%)、地方税収(3%)

【正】営業税(5%)の配分：国家税収(0%)、地方税収(上海市2%、保税区3%)

【実際に企業に還付される税金のパーセンテージ】

税種(税率)	国家税収	地方税収		還付額
		上海市	保税区	
増値税(17%)	12.75%	1.7%	2.55%	2.55%
企業所得税(15%)	9%	2.4%	3.6%	3.6%
営業税(5%)	0%	2%	3%	3%
個人所得税(5%~45%)	納付額の60%	12%	28%	納付額の28%



BTMU中国ネットワーク

本邦では、2006年1月1日をもちまして、「東京三菱銀行」と「UFJ銀行」が合併して「三菱東京UFJ銀行」となりましたが、中国におきましては拠点の統合は2006年3月20日を予定しており、それまでの間「東京三菱銀行」、「UFJ銀行」の旧行名で営業をいたします。



	住 所	電 話
東京三菱銀行北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2楼	86-10-6590-8888
UFJ銀行北京支店	北京市建国門大街18号 北京恒基中心第2座410室	86-10-6518-2780
東京三菱銀行天津支店	天津市和平区南京路75号 天津國際大廈21楼	86-22-2311-0088
UFJ銀行天津支店	天津市和平区南京路75号 天津國際大廈811号	86-22-2330-4852
東京三菱銀行大連支店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11楼	86-411-8360-6000
UFJ銀行大連支店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈13楼	86-411-8360-3111
東京三菱銀行上海支店	上海市浦東新区銀城東路101号 上海匯豐大廈20楼	86-21-6841-1515
UFJ銀行上海支店	上海市浦東新区浦東大道1号 船舶大廈16楼	86-21-5879-3818
東京三菱銀行深セン支店	深セン市建設路2022号 深セン國際金融大廈16楼	86-755-8222-3060
UFJ銀行深セン支店	深セン市建設路2022号 深セン國際金融大廈17楼	86-755-8220-2202
東京三菱銀行成都駐在員事務所	四川省成都市總府街31号成都總府皇冠假日酒店(利デ'イックラフ'ラ)2617号	86-28-8674-5575
東京三菱銀行無錫駐在員事務所	江蘇省無錫市五愛路33号 中国人民銀行大樓1903室	86-510-275-2005
東京三菱銀行広州駐在員事務所	広東省広州市天河北路233号 中信広場28-02室	86-20-3877-0268
UFJ銀行広州駐在員事務所	広東省広州市天河北路233号 中信広場36-04室	86-20-3877-0725
東京三菱銀行瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方圓大廈7階705号	86-24-2250-5599
香 港 支 店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。

【本邦におけるご照会先】

三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室
東京：03-3210-0346（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

【編集・発行】

三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室